

# 埼玉県議会時報

No. 294 / 令和6年9月定例会号

埼玉県議会事務局

 彩の国埼玉県



## 目次

### 9月定例会

9月定例会会期日程	1
9月定例会の経過	2
議席一覧表	9
会派構成	9
正副議長	9
委員会委員名簿	9
知事提案説明	12
説明者一覧	14
質疑質問	14
委員長報告	21
議案の審議結果 (知事提出議案、議員提出議案)	31
請願の審査結果	45
陳情受付状況	45
閉会中における特定事件一覧表	47
閉会中の委員会活動	48
議会日誌	56
請願案内・傍聴案内	

## 9月定例会のあらまし



議長 齊藤 邦明 副議長 松澤 正

令和6年9月定例会について、御報告いたします。

令和6年9月定例会を9月25日(水)から10月16日(水)まで開催しました。知事から議案38件、議員から議案11件がそれぞれ提出され、計49議案について審議の上、採決を行いました。

その結果、知事提出議案では、「令和6年度埼玉県一般会計補正予算(第1号)」など13件を原案どおり可決、「彩の国功労賞の贈呈について」など23件を同意、「令和5年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」など2件を継続審査としました。議員提出議案では、「埼玉県子ども・若者基本条例」など11件を原案どおり可決としました。

このほかに請願1件を審査し、不採択としました。

また、議会の運営に関する事項や議案を審査するため、議会運営委員会を招集告示日の9月18日(水)と会期中6日、計7日にわたって開催いたしました。

住民の意思を代表する議会として、今後とも、県政発展のため努力してまいります。

# 9月定例会

令和6年9月定例会会期日程

自 9月25日  
至 10月16日 22日間

日次	月日	曜	開会時刻	摘 要
第1日	9月25日	水	午前10時	開会、知事提出議案の報告、上程
第2日	9月26日	木		議案調査
第3日	9月27日	金		〃
第4日	9月28日	土		休日休会
第5日	9月29日	日		〃
第6日	9月30日	月		議案調査
第7日	10月1日	火	午前10時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第8日	10月2日	水	〃	〃
第9日	10月3日	木	〃	〃
第10日	10月4日	金	〃	〃
第11日	10月5日	土		休日休会
第12日	10月6日	日		〃
第13日	10月7日	月	午前10時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問 議案及び請願の委員会付託
第14日	10月8日	火		議案調査
第15日	10月9日	水		委員会
第16日	10月10日	木	午前10時	知事追加提出議案の報告、上程、質疑、委員会審査 の省略、討論、採決
第17日	10月11日	金		委員会（特別）
第18日	10月12日	土		休日休会
第19日	10月13日	日		〃
第20日	10月14日	月		〃（スポーツの日）
第21日	10月15日	火		休会
第22日	10月16日	水	午前10時	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

# 9月定例会の経過

■ 9月18日(水)

## ◆ 代表者会議 ◆

午後1時15分開会

- 1 刑法改正に伴う埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の改正について、議長に一任することを了承。なお、条例案については、必要な手続を経て今後の本会議への上程を予定している旨を報告。
- 2 県議会広報テレビ番組の新企画について、議運委員長から以下のとおり説明し、了承。
  - (1) 9月定例会と12月定例会における開会日の放送を取りやめ、新たな企画による番組の制作を行う。
  - (2) 新たな番組の構成としては、各会派代表者による1時間の討論会を実施する。
  - (3) 放送予定日時は、令和6年12月26日(木)夜7時から8時までとし、事前にテレビ埼玉のスタジオで収録を行い、ファシリテーターは、テレビ埼玉のアナウンサーが行う。
  - (4) テーマ(案)を「災害や危機管理への対応について」、「埼玉県経済の活性化について」の2つとし、1時間番組の中で各会派代表者に討論いただく。  
なお、テレビ番組の新企画放送に係る監修は、議運委員長に一任することを了承。
- 3 埼玉県議会史を廃止し、新たに議員録を作成することについて了承。

午後1時25分開会

## 議 運 日 誌



議会運営副委員長  
渡 辺 大



議会運営委員長  
宇田川 幸 夫



議会運営副委員長  
安 藤 友 貴

午後2時1分開会

- 1 9月定例会の付議予定議案について、堀光副知事及び企画財政部長から説明。
- 2 請願の受付状況について、議事課長から説明。
- 3 質疑質問者数、質疑質問日数及び会派別日別質疑質問者の割り振りは次のとおりとすることを了承。

会派	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	計
自 民	1	1	2	2	3	9
民主フォーラム	1		1			2

公 明	1			1		2
県 民		1				1
共 産 党						
改 革		1				1
無 所 属						
計	3	3	3	3	3	15

- 4 質疑質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限は、開会日前日に当たる9月24日(火)の正午までとすることを了承。
- 5 9月定例会の会期予定は、委員長案を基に協議した結果、9月25日から10月16日までの22日間とすることを了承。
- 6 発言通告書の提出期限は、先例どおり、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午まで、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午までとすることを確認。
- 7 県議会広報テレビ番組の新企画について、さきの代表者会議で了承されたことを報告。
- 8 本会議のテレビ放送予定を了承。また、テレビ広報番組「こんにちは県議会です」を制作し、放映することを説明。
- 9 第24回都道府県議会議員研究交流大会について説明。  
派遣予定議員の10名を各会派別所属議員数により按分し、自民6名、民主フォーラム1名、公明1名、県民1名、共産党1名の配分枠で各会派から推薦することを了承。また、派遣する議員について、10月1日(火)までに各会派から推薦することを了承。なお、会派配分に異動が生じた場合の取扱いについては、委員長に一任することを了承し、オンラインによる参加希望の照会については、別途、各議員へ事務局から連絡がある旨を説明。
- 10 開会日に開催予定の議員政策研修会について説明。  
なお、会場での講演と同時にオンライン配信も行い、例年参加を呼び掛けている各市町村議会正副議長はオンライン配信による視聴のみとなる旨を併せて説明。
- 11 閉会中の委員会活動(視察)について了承。  
午後2時27分開会

■ 第1日〔9月25日(水)〕

## ◆ 代表者会議 ◆

午前9時1分開会

- 1 知事追加提出議案(表彰議案)について、知事から説明。  
午前9時3分開会

## 議 運 日 誌

午前9時30分開会

- 1 知事追加提出議案について、堀光副知事から説明。

2 会派別所属議員数の変更に伴い、民主フォーラムの議席の枠を変更することを了承し、これを受けて、本日付けで議長が民主フォーラムの議席を変更。

また、登退庁ランプの調整については、本日の本会議散会後に行うことを了承。

3 本定例会において質疑質問を行う議員の氏名及び質問形式を確認し、発言順位の調整を行った。

その結果は次のとおりである。

月日(曜)	発言順位	議席番号	氏名	会派名	質問形式
10月1日(火)	1	49	木下 博信	自 民	一問一答
	2	76	水村 篤弘	民主フォーラム	一括
	3	74	権守 幸男	公 明	一括
10月2日(水)	1	21	尾花 瑛仁	自 民	一問一答
	2	46	石川 忠義	県 民	一問一答
	3	45	中川 浩	改 革	一問一答
10月3日(木)	1	6	鈴木まさひろ	自 民	一括
	2	10	小森 克己	民主フォーラム	一括
	3	3	栄 寛美	自 民	一括
10月4日(金)	1	16	渋谷真実子	自 民	一括
	2	9	小早川一博	公 明	一括
	3	24	小川 直志	自 民	一括
10月7日(月)	1	35	高橋 稔裕	自 民	一問一答
	2	36	逢澤圭一郎	自 民	一問一答
	3	81	新井 一徳	自 民	一問一答

4 意見書・決議案について、各会派から提出するのは、件名を質疑質問の中日・10月3日(木)、案文を質疑質問の最終日・10月7日(月)、それぞれ午後5時までに議運委員長に提出し、各会派間において意見調整を必要とするものについては、正副委員長に一任することを了承。

また、委員会から提出するのは、最終日・10月16日(水)の朝までに議運委員長に報告することを了承。

5 執行機関の附属機関等委員について、山根史子議員の議員辞職に伴い、民主フォーラムから新たに細川威議員を公衆浴場入浴料金審議会委員に推薦することを了承。

6 地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づく継続費繰越計算書及び地方自治法第211条第2項の規定に基づく説明書の正誤表を確認。

このことについて、堀光副知事から説明がなされ、本日の本会議において、この旨の報告を行うことを了承。

7 陳情書の写しの配布方法の変更について、これまでの各会派への紙での配布から、サイドブック스에電子データを掲載する方法に変更することを了承。

8 本日の議事日程を確認。

9 県政記者クラブ加盟社が、本定例会の本会議をテレビ取材することを了承。

午前9時43分散会

まず、本日付けで、議席の変更を行った旨の報告がなされた。

次に、新任者の紹介が行われ、

伊藤 高 副知事

が就任の挨拶を行った。

次に、

80番 武内 政文 議員

81番 新井 一徳 議員

の2名が会議録署名議員に指名された後、本定例会の会期は、本日から10月16日までの22日間とすることに決定された。

次に、諸報告に入り、

- 1 山根史子議員の議員辞職
  - 2 6月定例会において可決した意見書の処理結果
  - 3 地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分
  - 4 地方自治法第150条第6項の規定に基づく報告
  - 5 一般会計、特別会計及び公営企業会計継続費精算
  - 6 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく法人の経営状況
  - 7 地方独立行政法人法第28条第5項及び第78条の2第6項の規定に基づく法人の業務実績に関する評価
  - 8 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告
  - 9 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づく報告
  - 10 埼玉県債権の適正な管理に関する条例第8条の規定に基づく報告
  - 11 埼玉県観光づくり推進条例第16条第5項の規定に基づく報告
  - 12 埼玉県農林水産業振興条例第7条第4項の規定に基づく報告
  - 13 現金出納検査結果(令和6年5月分～7月分)
  - 14 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者
  - 15 地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づく継続費繰越計算書及び地方自治法第211条第2項の規定に基づく説明書の正誤表の提出
- の報告がなされた。

次に、本定例会に知事から提出された議案14件の報告、第95号議案「令和5年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」及び第96号議案「令和5年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」に係る関係書類提出の報告がなされた後、知事提出議案が一括上程され、知事の提案説明が行われた。

#### ●会議時間及び出席議員数

午前10時開会 午前10時10分散会

出席議員90人 欠席議員1人

(令和6年9月25日現在在職議員91人)

#### ■ 第2日〔9月26日(木)〕

議案調査

#### 〔本会議〕

本日招集の令和6年9月定例会は、午前10時に開会され、直ちにこの日の本会議が開かれた。



■ 第3日〔9月27日（金）〕

議案調査

■ 第4日〔9月28日（土）〕

休日休会

■ 第5日〔9月29日（日）〕

休日休会

■ 第6日〔9月30日（月）〕

議案調査

■ 第7日〔10月1日（火）〕

議 運 日 誌

午前9時30分開会

- 1 埼玉県県庁舎再整備懇話会委員の推薦について、去る9月26日に知事から、同懇話会委員を1名推薦してほしい旨の依頼があったことが報告され、推薦する会派は自民とすることを了承。なお、本日中に推薦者氏名を報告することを依頼。
- 2 去る9月25日の本会議における諸報告において、「地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づく継続費繰越計算書及び地方自治法第211条第2項の規定に基づく説明書の正誤表の提出」に関して、令和5年6月定例会において配布された資料について、本来「令和4年度一般会計継続費繰越計算書」と報告すべきところ、「令和4年度一般会計決算の認定についての関係書類」と報告していたため訂正し、この件について、本日の本会議冒頭で議長から報告することを説明。
- 3 本日の議事日程を確認。
- 4 自民から、埼玉県こども・若者基本条例案を議員提出議案として提案したい旨の発言がなされ、条例案の概要を配布し、この件について、今後の議運で協議することを了承。  
午前9時38分散会

〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、9月25日の本会議における諸報告の訂正に係る報告及び本定例会に提出された請願1件の報告が行われた。

次に、知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問に入り、この日は、

49番 木 下 博 信 議員（自民）

76番 水 村 篤 弘 議員（民主フォーラム）

74番 権 守 幸 男 議員（公明）

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前11時4分休憩  
午後1時再開 午後1時58分休憩  
午後3時再開 午後4時8分散会

出席議員90人 欠席議員1人

■ 第8日〔10月2日（水）〕

〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。

この日は、

21番 尾 花 瑛 仁 議員（自民）

46番 石 川 忠 義 議員（県民）

45番 中 川 浩 議員（改革）

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前10時55分休憩  
午前11時6分再開 午前11時17分休憩  
午後1時再開 午後1時54分休憩  
午後2時5分再開 午後2時20分休憩  
午後3時再開 午後3時56分休憩  
午後4時8分再開 午後4時20分散会  
出席議員89人 欠席議員2人

■ 第9日〔10月3日（木）〕

〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。

この日は、

6番 鈴 木 まさひろ 議員（自民）

10番 小 森 克 己 議員（民主フォーラム）

3番 栄 寛 美 議員（自民）

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前10時55分休憩  
午前11時5分再開 午前11時22分休憩  
午後1時再開 午後1時55分休憩  
午後3時再開 午後3時56分休憩  
午後4時7分再開 午後4時17分散会  
出席議員90人 欠席議員1人

■ 第10日〔10月4日（金）〕

〔本 会 議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。

この日は、

16番 洪 谷 真実子 議員（自民）

9番 小早川 一 博 議員（公明）

24番 小 川 直 志 議員（自民）

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開議 午前11時1分休憩  
午後1時再開 午後1時55分休憩  
午後2時5分再開 午後2時19分休憩  
午後3時再開 午後4時散会

出席議員90人 欠席議員1人

■ 第11日〔10月5日（土）〕

休日休会

■ 第12日〔10月6日（日）〕

休日休会

■ 第13日〔10月7日（月）〕

議 運 日 誌（第1回）

午前9時29分開会

- 1 議案（第83号議案～第94号議案）及び請願を、付託表のとおり各委員会に付託することを了承。
- 2 決算特別委員会を18人の委員をもって、本日設置し、これに第95号議案及び第96号議案を付託の上、同議案を閉会中の継続審査とすることを了承。  
委員については、別紙のとおり選任することを了承。（12ページ参照）  
なお、正副委員長互選のための委員会を、本日の本会議散会後に開会することを了承。
- 3 去る10月1日（火）の議運で自民から提案のあった条例案が提出されたことを報告。
  - (1) 案文及び提案者を確認。
  - (2) 議第30号議案は提案者を代表して50番藤井健志議員が提案説明を行うことを了承。
  - (3) 議案の上程及び提案説明は一般質問1人目終了後、議案に対する質疑は一般質問3人目終了後に行うことを了承。
  - (4) 質疑がある場合には次のとおりとすることを了承。
    - ア 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内
    - イ 質疑時間は1人5分以内
    - ウ 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内
    - エ 発言順序は多数会派順
    - オ 発言通告書の提出期限は、議案の提案説明終了後の休憩中速やかに
- 4 各会派から提出された意見書案の件名を確認。
- 5 埼玉県県庁舎再整備懇話会の推薦委員氏名について、田村琢実議員（自民）を推薦することを了承。
- 6 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく法人の経営状況に係る説明資料の正誤表を確認。  
このことについて、堀光副知事から説明がなされ、本日の本会議において、この旨の報告を行うことを了承。
- 7 次の本会議休憩までの議事日程を確認。  
午前9時37分休憩

〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、諸報告に入り、

- 1 監査結果（秘書課ほか189か所）

2 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく法人の経営状況に係る説明資料の正誤表の提出の報告がなされた。

次に、陳情の報告が行われた。

次に、質疑質問が続行され、

35番 高橋 稔 裕 議員（自民）が登壇した。

次に、議員から提出された議第30号議案の報告、上程がなされ、50番藤井健志議員（自民）が提案説明を行い、午前11時17分、一旦休憩した。

議 運 日 誌（第2回）

午後0時20分再開

- 1 議第30号議案について

(1) 質疑について、次のとおり確認。

ア 47番井上航議員（県民）及び45番中川浩議員（改革）が議第30号議案に対する質疑を行う。

イ ほかに質疑はない。

(2) 付託表のとおり福祉保健医療委員会に付託することを了承。

- 2 今後の議事日程を確認。

午後0時22分散会

〔本 会 議〕

午後1時、本会議が再開され、質疑質問が続行され、36番 逢 澤 圭一郎 議員（自民）

81番 新 井 一 徳 議員（自民）

が順次登壇し、本定例会の質疑質問は終了した。

次に、議第30号議案に対する質疑に入り、47番井上航議員（県民）及び45番中川浩議員（改革）が質疑を行い、これに対し、それぞれ藤井健志議員（自民）が答弁を行った。

次に、本定例会に提出された第83号議案～第94号議案及び議第30号議案並びに請願が各所管の委員会に付託された。

最後に、18人の委員をもって構成する決算特別委員会が設置され、これに第95号議案及び第96号議案を付託の上、同議案は閉会中の継続審査と決定され、委員の選任が行われた。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議

午前10時50分休憩

午前11時1分再開

午前11時17分休憩

午後1時再開

午後1時54分休憩

午後2時5分再開

午後2時17分休憩

午後3時再開

午後3時58分休憩

午後4時10分再開

午後4時43分散会

出席議員89人 欠席議員2人

なお、本会議散会后、正副委員長互選のための決算特別委員会が開かれた。

■ 第14日〔10月8日（火）〕

議案調査

■ 第15日〔10月9日（水）〕

〔常任委員会〕

この日は、企画財政、総務県民生活、環境農林、福祉保健医療、産業労働企業、県土都市整備、文教及び警察危機管理防災の各常任委員会が開かれた。

議 運 日 誌

午後4時29分開会

特別な事情が生じたため、委員会を開会した。

- 1 知事追加提出議案（第97号議案）について、堀光副知事から説明（急施を要するので、他の案件に先立って審議されたい旨、要請があった。）。
- 2 知事追加提出議案（第97号議案）の取扱いについて
  - (1) 現行、委員会・議案調査日としている10月10日（木）に本会議を開き、知事追加提出議案の報告、上程、質疑を行い、その後、過去の例に倣って委員会審査を省略し、討論、採決を行うことを了承。
  - (2) 質疑がある場合には次のとおりとすることを了承。
    - ア 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内
    - イ 質疑時間は1人5分以内
    - ウ 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり、良識の範囲内
    - エ 発言順序は、多数会派順
    - オ 発言通告書の提出期限は、知事の提案説明終了後の休憩中、速やかに
- 3 会期予定の変更について、委員長案を基に協議した結果、10月10日（木）に本会議を開くことを了承。

現 行				変 更（案）			
日次	月 日	曜	開 会 時 刻	摘 要	開 会 時 刻	摘 要	
第1日 ～ 第15日	(省 略)				(省 略)		
第16日	10月10日	木		委員会・議案調査	午 前 10 時	知事追加提出議案の報告、上程、質疑、委員会審査の省略、討論、採決	
第17日	10月11日	金		〃（特別）		委員会（特別）	
第18日	10月12日	土		休日休会		休日休会	
第19日	10月13日	日		〃		〃	
第20日	10月14日	月		〃（スポーツの日）		〃（スポーツの日）	
第21日	10月15日	火		議案調査		議案調査	
第22日	10月16日	水	午 前 10 時	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会	午 前 10 時	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会	

午後4時34分散会

■ 第16日〔10月10日（木）〕

議 運 日 誌（第1回）

午前9時29分開会

- 1 会期予定の変更について、衆議院議員総選挙の日程等を考慮した委員長案を基に協議した結果、10月15日（火）の議案調査を休会とすることを了承。

現 行				変 更（案）			
日次	月 日	曜	開 会 時 刻	摘 要	開 会 時 刻	摘 要	

第1日 ～ 第16日	(省 略)			(省 略)		
第17日	10月11日	金		委員会（特別）		委員会（特別）
第18日	10月12日	土		休日休会		休日休会
第19日	10月13日	日		〃		〃
第20日	10月14日	月		〃（スポーツの日）		〃（スポーツの日）
第21日	10月15日	火		議案調査		休会
第22日	10月16日	水	午 前 10 時	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会	午 前 10 時	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

- 2 次の本会議休憩までの議事日程を確認。  
午前9時31分休憩

〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、知事追加提出議案（第97号議案）の報告、上程がなされ、知事の提案説明が行われ、午前10時1分、一旦休憩した。

議 運 日 誌（第2回）

午前10時59分再開

- 1 知事提出急施議案（第97号議案）について
  - (1) 質疑はないことを確認。
  - (2) 委員会審査は省略することを確認。
  - (3) 討論はないことを確認。
  - (4) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
第97号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

- 2 今後の議事日程を確認。  
午前11時散会

〔本 会 議〕

午前11時18分、本会議が再開され、知事提出急施議案（第97号議案）に対する質疑はなく、委員会審査は省略され、討論はなく、採決が行われた結果、原案のとおり可決された。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前10時1分休憩  
午前11時18分再開 午前11時20分散会  
出席議員90人 欠席議員1人

■ 第17日〔10月11日（金）〕

〔特別委員会〕

この日は、自然再生・循環社会対策、地方創生・行財政改革、公社事業対策、少子・高齢福祉社会対策、経済・雇用対策、危機管理・大規模災害対策及び人材育成・文化・スポーツ振興の各特別委員会が開かれた。

■ 第18日〔10月12日（土）〕

休日休会

■ 第19日〔10月13日（日）〕

休日休会



■ 第20日〔10月14日（月）〕  
休日休会（スポーツの日）

■ 第21日〔10月15日（火）〕  
休会

■ 第22日〔10月16日（水）〕

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 代表者会議 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

午前9時開会  
住民訴訟判決を踏まえた「政務活動費の運用指針」の改正について、総務課長から説明し、改正について了承。  
午前9時5分閉会

—— 議 運 日 誌（第1回） ——

午前9時30分開会  
1 埼玉県議会定例会議案等の一部変更を了承。  
また、このことについて、本会議冒頭で報告することを了承。  
2 決算特別委員会において、委員長に内沼博史委員が、副委員長に関根信明委員が、それぞれ互選されたことを報告。  
3 各常任委員会の審査結果を確認。  
4 討論を行いたい旨の申出があった請願1件について協議した結果、討論は行わないことを決定。  
5 議会運営委員会の閉会中の特定事件を決定。  
6 調整後の意見書案の件名を確認。  
7 議会図書室の運営等に関する調査のための議員派遣について、議運委員の連名の議員提出議案として提案することを了承。  
8 第24回都道府県議会議員研究交流大会への議員派遣について、議運委員の連名の議員提出議案として提案することを了承。  
9 次の本会議休憩までの議事日程を確認。  
午前9時37分休憩

【本 会 議】

午前10時2分、この日の本会議が開かれ、まず、諸報告に入り、

- 1 決算特別委員会正副委員長の互選結果
- 2 現金出納検査結果（令和6年8月分）
- 3 埼玉県議会定例会議案等に係る変更表の提出の報告がなされた。

次に、各常任委員会の審査結果報告（文書）が行われた後、第83号議案～第94号議案及び議第30号議案並びに請願が一括上程され、各常任委員長の審査経過報告（口頭）に入り、

渡 辺 大 企 画 財 政 副 委 員 長  
高 橋 稔 裕 総 務 県 民 生 活 副 委 員 長  
権 守 幸 男 環 境 農 林 副 委 員 長

千 葉 達 也 福 祉 保 健 医 療 副 委 員 長  
杉 田 茂 実 産 業 労 働 企 業 副 委 員 長  
深 谷 顕 史 県 土 都 市 整 備 副 委 員 長  
高 木 功 介 文 教 副 委 員 長  
橋 詰 昌 児 警 察 危 機 管 理 防 災 副 委 員 長

が順次登壇した。

次に、各特別委員会の付託案件が一括上程され、各特別委員長（決算特別委員長を除く。）の審査経過及び結果報告に入り、

飯 塚 俊 彦 自 然 再 生 ・ 循 環 社 会 対 策 特 別 副 委 員 長  
横 川 雅 也 地 方 創 生 ・ 行 財 政 改 革 特 別 副 委 員 長  
吉 良 英 敏 公 社 事 業 対 策 特 別 委 員 長  
永 瀬 秀 樹 少 子 ・ 高 齢 福 祉 社 会 対 策 特 別 副 委 員 長  
萩 原 一 寿 経 済 ・ 雇 用 対 策 特 別 副 委 員 長  
安 藤 友 貴 危 機 管 理 ・ 大 規 模 災 害 対 策 特 別 副 委 員 長  
内 沼 博 史 人 材 育 成 ・ 文 化 ・ ス ポ ー ツ 振 興 特 別 副 委 員 長

が順次登壇し、午前11時21分、一旦休憩した。

—— 議 運 日 誌（第2回） ——

午後2時5分再開

- 1 45番中川浩議員（改革）が、福祉保健医療委員長の報告に対する質疑を行うことを確認。  
なお、その他の各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。
- 2 議案に対する討論について次のとおり確認。  
(1) 28番伊藤はつみ議員（共産党）が、第87号議案に対し反対の立場から討論を行う。  
(2) その他の議案に対する討論はない。
- 3 議案及び請願の採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
1 議案 (1)第87号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、無所属は原案可決に賛成、共産党は原案可決に反対
(2)第83号議案～第86号議案、第88号議案～第94号議案及び議第30号議案	各党派、無所属とも原案可決に賛成
2 請願 議請第3号	自民、公明、無所属（諸井、松下）は不採択に賛成、民主フォーラム、県民、共産党、改革、無所属（江原）は不採択に反対

- 4 知事追加提出議案（表彰議案）について  
(1) 正規の手続を省略し、直ちに採決することを了承。  
(2) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
第98号議案～第120号議案	各党派、無所属とも同意に賛成

- 5 議員提出議案について  
(1) 意見書案8件、事件2件の案文及び提案者を確認。  
(2) 各議案とも提案説明はないことを確認。  
(3) 各議案とも質疑はないことを確認。

- (4) 各議案とも委員会審査は省略することを確認。  
 (5) 討論について次のとおり確認。  
 ア 29番城下のり子議員（共産党）が、議第38号議案に対し反対の立場から討論を行う。  
 イ その他の議案に対する討論はない。  
 (6) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
(1)議第38号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、無所属は原案可決に賛成、共産党は原案可決に反対
(2)議第31号議案～議第37号議案、議第39号議案及び議第40号議案	各党派、無所属とも原案可決に賛成

- 6 今後の議事日程を確認。  
 7 12月定例会の会期予定案について、12月2日(月)～12月20日(金)の日程で執行部と調整中である旨を報告。  
 午後2時8分閉会

### 〔本 会 議〕

午後2時24分、本会議が再開され、まず、各委員長報告に対する質疑に入り、45番中川浩議員（改革）から福祉保健医療委員長の報告に対する質疑がなされ、これに対し、福祉保健医療委員長が答弁を行った。

続いて討論に入り、

28番 伊 藤 はつみ 議員（共産党）が討論を行った。

次に、採決が行われた結果、議案については、

原案可決 13件

請願については、

不採択 1件

と決定された。

次に、各特別委員会の付託案件並びに議会運営委員会及び各常任委員会の特定事件が、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定された。

次に、知事から追加提出された第98号議案～第120号議案の報告、一括上程がなされ、即決の結果、いずれも同意することに決定された。

次に、議員から提出された議第31号議案～議第40号議案（意見書案8件、事件2件）の報告、一括上程がなされ、提案説明は省略され、質疑はなく、委員会審査は省略され、続いて討論に入り、

29番 城 下 のり子 議員（共産党）が討論を行い、採決が行われた結果、いずれも原案のとおり可決された。

最後に、知事から挨拶があり、午後2時39分、令和6年9月定例会は閉会した。

### ●会議時間及び出席議員数

午前10時2分開議 午前10時56分休憩  
 午前11時7分再開 午前11時21分休憩  
 午後2時24分再開 午後2時39分閉会  
 出席議員90人 欠席議員1人

(令和6年10月16日現在在職議員91人)

### ■ 会 期

9月25日（水）～10月16日（水）22日間  
 会期延長なし

### ■ 議決結果

議決件数 49件（うち議員提出のもの11件）  
 原案可決 24件  
 同 意 23件  
 継続審査 2件  
 請願件数 1件  
 不採択 1件



# 議 席 一 覧 表

(6.10.16現在)

78 (真) 小川	79 齊藤	80 武内	81 (一) 新井	82 梅澤	83 中屋敷	84 神尾	85 (政) 高橋	86 田村	87 (正) 鈴木	88 小島	89 小谷野	90 塩野	91 蒲生	92 木村	93 田並
62 岡田	63 細田	64 永瀬	65 日下部	66 小久保	67 立石	68 (憲) 新井	69 荒木	70 岡地	71 白土	72 (大) 渡辺	73 宇田川	74 権守	75 萩原	76 水村	77
46 石川	47 井上	48 諸井	49 木下	50 藤井	51 美田	52 吉良	53 松澤	54 浅井	55 飯塚	56 横川	57 内沼	58 橋詰	59 安藤	60 白根	61 町田
30 平松	31 八子	32 松坂	33 杉田	34 阿左美	35 (稔) 高橋	36 逢澤	37 千葉	38 松井	39 高木	40 官崎	41 関根	42 深谷	43 (寿) 小川	44 武田	45 中川
13 金野	14 岡村	15 江原	16 渋谷	17 東山	18 松本	19 保谷	20 金子	21 尾花	22 林	23 柿沼	24 (直) 小川	25 戸野部	26 野本	27 細川	28 伊藤
	1	2 松下	3 栄	4 (聡) 渡辺	5 森	6 (ま) 鈴木				7 長峰	8 須賀	9 小早川	10 小森	11 泉津井	12 山崎
															29 城下

## 演壇

## 会 派 構 成

自由民主党	57人
埼玉民主フォーラム	11人
公明党	9人
無所属県民会議	7人
日本共産党	3人
無所属改革の会	1人
無所属	3人
計	91人

## 正 副 議 長

議長 齊藤 邦 明  
副議長 松澤 正

(6.10.16現在)

## 委 員 会 委 員 名 簿

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

### 議会運営委員会委員

### 図書室委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
議会運営 (17)	◎宇田川 幸 夫 (自 民)	伊藤はつみ (共産党)
	○渡 辺 大 (自 民)	八子 朋弘 (県 民)
	○安 藤 友 貴 (公 明)	逢澤圭一郎 (自 民)
		千葉 達也 (自 民)
		深谷 顕史 (公 明)
		吉良 英敏 (自 民)
		細田 善則 (自 民)
		立石 泰広 (自 民)
		荒木 裕介 (自 民)
		白土 幸仁 (自 民)
		水村 篤弘 (民主7+7)
		中屋敷慎一 (自 民)
		小島 信昭 (自 民)
		木村 勇夫 (民主7+7)

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
図 書 室 (14)	◎高 橋 稔 裕 (自 民)	渋谷真実子 (自 民)
	○杉 田 茂 実 (自 民)	林 薫 (自 民)
		野本 怜子 (民主7+7)
		伊藤はつみ (共産党)
		八子 朋弘 (県 民)
		深谷 顕史 (公 明)
		美田 宗亮 (自 民)
		浅井 明 (自 民)
		白根 大輔 (民主7+7)
		白土 幸仁 (自 民)
		小川真一郎 (自 民)

## 常任委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
企画財政 (12)	◎松 井 弘 (自 民) ○渡 辺 大 (自 民)	松下 昌代 (無所属) 渡辺聡一郎 (自 民) 野本 怜子 (民主7+7ム) 木下 博信 (自 民) 白根 大輔 (民主7+7ム) 細田 善則 (自 民) 武内 政文 (自 民) 田村 琢実 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 欠
総 務 県民生活 (12)	◎関 根 信 明 (自 民) ○高 橋 稔 裕 (自 民)	栄 寛美 (自 民) 長峰 秀和 (自 民) 城下のり子 (共産党) 平松 大佑 (県 民) 美田 宗亮 (自 民) 飯塚 俊彦 (自 民) 町田 皇介 (民主7+7ム) 萩原 一寿 (公 明) 新井 一徳 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民)
環境農林 (11)	◎宮 崎 吾 一 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	鈴木まさひろ (自 民) 石川 忠義 (県 民) 諸井 真英 (無所属) 松澤 正 (自 民) 内沼 博史 (自 民) 新井 豪 (自 民) 小川真一郎 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 田並 尚明 (民主7+7ム)
福 祉 保健医療 (12)	◎逢 澤 圭一郎 (自 民) ○千 葉 達 也 (自 民)	小早川一博 (公 明) 泉津井京子 (民主7+7ム) 松本 義明 (自 民) 伊藤はつみ (共産党) 井上 航 (県 民) 藤井 健志 (自 民) 日下部伸三 (自 民) 水村 篤弘 (民主7+7ム) 小久保憲一 (自 民) 小谷野五雄 (自 民)

産業労働 企 業 (12)	◎鈴 木 正 人 (自 民) ○杉 田 茂 実 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 江原くみ子 (無所属) 東山 徹 (自 民) 保谷 武 (自 民) 細川 威 (民主7+7ム) 浅井 明 (自 民) 立石 泰広 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 木村 勇夫 (民主7+7ム)
県土都市 整 備 (12)	◎小 川 直 志 (自 民) ○深 谷 顕 史 (公 明)	須賀 昭夫 (自 民) 小森 克己 (民主7+7ム) 尾花 瑛仁 (自 民) 松坂 喜浩 (県 民) 中川 浩 (改 革) 横川 雅也 (自 民) 永瀬 秀樹 (自 民) 岡地 優 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 欠
文 教 (11)	◎阿左美 健 司 (自 民) ○高 木 功 介 (自 民)	森 伊久磨 (自 民) 山崎すなお (共産党) 林 薫 (自 民) 八子 朋弘 (県 民) 小川 寿士 (民主7+7ム) 吉良 英敏 (自 民) 安藤 友貴 (公 明) 白土 幸仁 (自 民) 梅澤 佳一 (自 民)
警 察 危機管理 防 災 (11)	◎柿 沼 貴 志 (自 民) ○橋 詰 昌 児 (公 明)	岡村ゆり子 (県 民) 渋谷真実子 (自 民) 金子 裕太 (自 民) 戸野部直乃 (公 明) 武田 和浩 (民主7+7ム) 岡田 静佳 (自 民) 宇田川幸夫 (自 民) 齊藤 邦明 (自 民) 神尾 高善 (自 民)

## 特別委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
自然再生・ 循環社会 対 策 (13)	◎浅 井 明 (自 民) ○飯 塚 俊 彦 (自 民)	森 伊久磨 (自 民) 小森 克己 (民主7+7ム) 江原くみ子 (無所属) 保谷 武 (自 民) 細川 威 (民主7+7ム) 平松 大佑 (県 民) 杉田 茂実 (自 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 小谷野五雄 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明)
地方創生・ 行財政改革 (13)	◎藤 井 健 志 (自 民) ○横 川 雅 也 (自 民)	栄 寛美 (自 民) 尾花 瑛仁 (自 民) 野本 怜子 (民主7+7ム) 松坂 喜浩 (県 民) 阿左美健司 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 白根 大輔 (民主7+7ム) 日下部伸三 (自 民) 渡辺 大 (自 民) 田村 琢実 (自 民) 欠
公社事業 対 策 (13)	◎吉 良 英 敏 (自 民) ○宇田川 幸 夫 (自 民)	長峰 秀和 (自 民) 須賀 昭夫 (自 民) 山崎すなお (共産党) 八子 朋弘 (県 民) 高木 功介 (自 民) 宮崎 吾一 (自 民) 深谷 顕史 (公 明) 小久保憲一 (自 民) 水村 篤弘 (民主7+7ム) 小島 信昭 (自 民) 欠

少 子 ・ 高齢福祉 社会対策 (13)	◎岡 田 静 佳 (自 民) ○永 瀬 秀 樹 (自 民)	岡村ゆり子 (県 民) 渋谷真実子 (自 民) 松本 義明 (自 民) 戸野部直乃 (公 明) 高橋 稔裕 (自 民) 小川 寿士 (民主7+7ム) 中川 浩 (改 革) 武内 政文 (自 民) 梅澤 佳一 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 田並 尚明 (民主7+7ム)
経 済 ・ 雇用対策 (13)	◎美 田 宗 亮 (自 民) ○萩 原 一 寿 (公 明)	小早川一博 (公 明) 金子 裕太 (自 民) 林 薫 (自 民) 伊藤はつみ (共産党) 松井 弘 (自 民) 武田 和浩 (民主7+7ム) 石川 忠義 (県 民) 諸井 真英 (無所属) 新井 豪 (自 民) 新井 一徳 (自 民) 高橋 政雄 (自 民)
危機管理・ 大規模 災害対策 (13)	◎木 下 博 信 (自 民) ○安 藤 友 貴 (公 明)	渡辺聡一郎 (自 民) 東山 徹 (自 民) 小川 直志 (自 民) 城下のり子 (共産党) 関根 信明 (自 民) 井上 航 (県 民) 立石 泰広 (自 民) 白土 幸仁 (自 民) 神尾 高善 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 木村 勇夫 (民主7+7ム)
人材育成・ 文化・ スポーツ 振 興 (13)	◎細 田 善 則 (自 民) ○内 沼 博 史 (自 民)	松下 昌代 (無所属) 鈴木 まさひろ (自 民) 泉津井京子 (民主7+7ム) 金野 桃子 (県 民) 柿沼 貴志 (自 民) 千葉 達也 (自 民) 町田 皇介 (民主7+7ム) 岡地 優 (自 民) 権守 幸男 (公 明) 小川真一郎 (自 民) 鈴木 正人 (自 民)

決 算 (18)	◎内 沼 博 史 (自 民)	長峰 秀和 (自 民) 須賀 昭夫 (自 民) 小早川一博 (公 明) 東山 徹 (自 民) 保谷 武 (自 民) 細川 威 (民主7+7)
	○関 根 信 明 (自 民)	城下のり子 (共産党) 平松 大佑 (県 民) 高木 功介 (自 民) 井上 航 (県 民) 飯塚 俊彦 (自 民) 新井 豪 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 萩原 一寿 (公 明) 梅澤 佳一 (自 民) 田並 尚明 (民主7+7)

## 知 事

### 提案説明



## 知 事 大野元裕

本日ここに9月定例県議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御参会を賜り、議案をはじめ、当面する県政の諸課題について御審議を頂きますことに、心から感謝を申し上げます。

さて、去る9月8日にパラリンピック競技大会が閉会式を迎え、オリンピックに始まったパリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会は多くの感動を残し、閉幕しました。

オリンピックにおいては、ブレイキンで川口市出身の湯浅亜実選手が金メダルを獲得され、またパラリンピックにおいては、ゴールボールでさいたま市在住の金子和也選手をはじめとする皆さんが金メダルを獲得されるなど、多くの本県ゆかりの選手が活躍し、県民に大きな夢と希望を与えたところです。

オリンピック・パラリンピックで高まった県民のスポーツへの関心や感動、共生社会への意識を引継ぎ、本県のスポーツの振興などにつなげてまいります。

それでは、今定例会に御提案申し上げました諸議案のうち、主なものにつきまして、順次、御説明いたします。

はじめに、第83号議案「令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）」でございます。

まず、県立特別支援学校に通学する医療的ケア児の通学支援の充実についてです。

スクールバスを利用できない医療的ケア児が福祉タクシー等を利用する場合に、同乗する看護師の費用負担に係る支援に必要な経費について、追加の予算を措置します。

次に、新生児マスキング検査の対象拡大に



ついてです。

国の実証事業への参加を拡大し、2疾患を追加した新生児マススクリーニング検査の対象をさいたま市を除く県内分娩取扱機関で出生した全新生児に広がります。

次に、公共事業の追加や適正工期の確保についてです。

国庫補助事業の内定増が生じたことにより、道路や河川などの公共事業を追加いたします。

また、資材不足などの影響により年度末までに完了しない工事について、適正工期を確保するために繰越明許費の設定を行います。

この結果、一般会計の補正予算額は50億1,156万2千円となり、既定予算との累計額は、2兆1,247億5,556万2千円となります。

次に、その他の議案のうち主なものにつきまして、御説明いたします。

第86号議案「埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例」は、朝霞市に朝霞児童相談所を設置し、所管区域を朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町とするとともに、日高市を川越児童相談所の所管区域から所沢児童相談所の所管区域に変更するものでございます。

第92号議案から第94号議案はいずれも「(仮称)川口北警察署庁舎」の工事請負契約の締結に係るものでございます。

その他の議案につきましては、提案理由等により御了承を頂きたいと存じます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

#### [追加提案説明]

(令和6年10月10日)

ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

本議案は、昨日の衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が行われることとなりましたので、その管理執行に要する経費につきまして、所要の補正をお願いするものでございます。

その内容は、衆議院議員総選挙に係る経費37億3,103万3千円、最高裁判所裁判官国民審査に係る経費4,428万4千円でございます。

この結果、一般会計の補正予算額は、37億7,531万7千円となり、既定予算との累計額は、2兆1,235億1,931万7千円となります。

なお、今回の補正予算の財源は、その全額を国庫支出金としております。

また、この補正予算につきましては、総選挙の公示日等との関係で急施を要しますので、他の案件に先立って御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の説明を終わりますが、なにとぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

9月定例会における地方自治法第121条  
第1項の規定に基づく説明者一覧

知事	大野元裕
副知事	堀光敦史
副知事	山崎達也
副知事	伊藤高
企画財政部長	中山貴洋
総務部長	三須康男
県民生活部長	島田繁
危機管理防災部長	犬飼典久
環境部長	石井貴司
福祉部長	細野正
保健医療部長	表久仁和
産業労働部長	目良聡
農林部長	横塚正一
県土整備部長	吉澤隆
都市整備部長	伊田恒弘
会計管理者	岩崎寿美子
公営企業管理者	板東博之
下水道事業管理者	北田健夫
教育長	日吉亨
選挙管理委員会委員長	長峰宏芳
人事委員会委員長	池本誠司
同事務局長	唐橋竜一
公安委員会委員長	加村啓二
警察本部長	鈴木基之
同総務部長	上條浩一
労働委員会会長	青木孝明
同事務局長	山本好志
監査委員	間嶋順一
監査委員	小笠原薫子
同事務局長	西村朗
収用委員会会長	久保村康史
内水面漁場管理委員会会長	岡本信明

## 質 疑 質 問

9月定例会では、知事から提出された議案を審査するに当たり、自由民主党9人、民主フォーラム2人、公明党2人、無所属県民会議1人、無所属改革の会1人の議員が登壇し、それぞれの立場から提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問を行った。

### 一般質問

10月1日

自	民	木下博信	議員
民主フォーラム		水村篤弘	議員
公	明	権守幸男	議員

10月2日

自	民	尾花瑛仁	議員
県	民	石川忠義	議員
改	革	中川浩	議員

10月3日

自	民	鈴木まさひろ	議員
民主フォーラム		小森克己	議員
自	民	栄寛美	議員

10月4日

自	民	渋谷真実子	議員
公	明	小早川一博	議員
自	民	小川直志	議員

10月7日

自	民	高橋稔裕	議員
自	民	逢澤圭一郎	議員
自	民	新井一徳	議員

自由民主党

## 木下博信議員



- 1 県庁舎建替えについて
- 2 埼玉版スーパー・シティプロジェクトの進め方について
- 3 国への要望の在り方について
- 4 ナショナルミニマムな施策にどう対応すべきか
- 5 県指定出資法人と県の関わりについて
  - (1) 県退職職員の県出資法人への再就職の基準、方針について
  - (2) その考え方（基準、方針）の根拠について
  - (3) 今後について
- 6 公立小中学校の教員配置について
  - (1) 市町村の教育現場の現状把握について
  - (2) その改善への予算確保について
- 7 キャッシュレス化の推進とその課題等について
  - (1) 導入後の課題認識について
  - (2) 運転免許更新における対応について
  - (3) 交通系ICカードの上限の課題について
  - (4) キャッシュレス化と書類窓口受取とのアンバランスについて
- 8 県の許認可事務の適切な取扱いについて
- 9 県による市町村への働き掛けについて
- 10 受動喫煙ゼロの実現に向けて
- 11 ひきこもり状態にある方への施策について
- 12 一時保護後の児童養護施設等の充実について

民主フォーラム

## 水村篤弘議員



- 1 カスタマーハラスメント対策の推進について
- 2 困難を抱える妊産婦等への支援について
  - (1) 部局横断的なプロジェクトチームの設置について
  - (2) 24時間の相談体制について
  - (3) 県営住宅を活用したステップハウスの整備について
  - (4) ふるさと納税の活用について
- 3 男性を含めた更年期障害の理解促進について

- 4 介護助手導入の推進について
- 5 子どもの近視、視力低下への対策について
  - (1) 小学校低学年を中心とした重点的な予防について
  - (2) 保護者への啓発について
- 6 県立高等学校における教室の暑さ対策について
- 7 災害対策について～食料や医薬品の備蓄など災害への備えについて～
- 8 所沢市の中核市移行について
- 9 身体障がい者補助犬について

公明党

## 権守幸男議員



- 1 能登半島地震を踏まえた本県の地震防災対策について
- 2 災害対策について
  - (1) 感震ブレイカーの普及啓発
  - (2) 二次避難先の確保
  - (3) 応急仮設住宅としてトレーラーハウスの活用
  - (4) 学校支援チームの創設
- 3 教員の働きやすさの向上について
  - (1) 県独自のアンケート調査結果と教員の勤務改善
  - (2) 学校における働き方改革基本方針の目標達成に向けた取組
- 4 県営住宅について
  - (1) 県営住宅の共益費徴収
  - (2) 交流の場づくりとコミュニティの活性化
- 5 失語症者の意思疎通支援について
  - (1) 普及啓発
  - (2) 意思疎通支援者の派遣事業と養成
  - (3) 交流の場づくりと人材の確保
  - (4) 県は支援センターの役割を果たすべき
- 6 「サーキュラーエコノミー社会」の実現へ
  - (1) 事業者への支援
  - (2) 分別回収の先進的な取組の推進と県民への普及啓発
- 7 地元問題について
  - (1) 県道西金野井春日部線の整備
  - (2) 都市計画道路上野長宮線の整備
  - (3) 一級河川・新方川の整備
  - (4) 一級河川・古隅田川の整備
  - (5) 県営春日部夢の森公園

自由民主党

## 尾花 瑛 仁 議員



- 1 都県格差と東京圏での埼玉県の在り方
  - (1) 税源偏在・公定価格是正要望について
  - (2) 東京圏での本県の役割を計画に明記すべき
  - (3) 消費活動を反映した税制改正要望を
  - (4) 自主財源の確保体制
- 2 少子化対策地域評価ツールを活用し市町村の後押しを
- 3 希望する人の結婚・妊娠・出産・子育てサポート
  - (1) プレコンセプションケアと検査・カウンセリングを繋ぐ場づくりを
  - (2) 婚活支援策～バーチャルとリアルとの連動企画を～
  - (3) 両立支援策～不妊治療と育休取得への理解協力促進を～
- 4 教育現場内外のこども支援
  - (1) リアルのユースセンター設置支援
  - (2) 校内居場所カフェへの予算措置を
  - (3) 教育現場における実態調査アンケート  
ア いじめ防止対策推進法第20条にもとづく調査研究の現状は  
イ いじめや自殺防止を強化するための調査チームを設置すべき
- 5 スポーツ科学拠点施設整備
  - (1) 入札不調の経緯を踏まえた対応方針
  - (2) 公募条件の精査で事業者を広く参入させるべき
  - (3) スポーツシュール機能を持たせるための連携体制
- 6 地元問題
  - (1) 江川流域の治水対策
  - (2) 上尾陸橋交差点の整備
  - (3) 県道上尾蓮田線の歩道整備
  - (4) 原市沼調節池を核としたにぎわいづくり

無所属県民会議

## 石川 忠 義 議員



- 1 eスポーツを介護予防に活用すべき
  - (1) eスポーツの介護予防効果について

- (2) 市町村の介護予防にeスポーツが活用されるよう役割を果たすべき
- 2 難病患者の雇用促進を
  - (1) 難病患者全体の就労状況について
  - (2) 障害者手帳を持たない難病患者の就労状況について
  - (3) 国と県の連携について
  - (4) 難病患者雇用促進アドバイザー制度の充実を
- 3 職業能力開発センター「職域開発科」「サービス実務科」の充実を
  - (1) 同センター同2科の評価について
  - (2) 同センター同2科の定員増を計画的に進めるべき
- 4 蜜源確保を進めるべき
  - (1) 埼玉県養蜂業育成について
  - (2) 蜜源確保の取組について
- 5 自転車運転ルールの周知を進めるべき
  - (1) 埼玉県の年代別による自転車人身事故状況の所見について
  - (2) 年少者・高齢者以外にも効果的に自転車運転ルールの周知を推進すべき
- 6 希少野生動植物種の保護を進めるべき
  - (1) レッドデータブック植物編の改訂を急ぐべき
  - (2) 県の希少野生動植物種の状況の認識について
  - (3) 希少野生動植物種の指定基準の見直しについて
  - (4) 希少野生動植物種、希少野生動植物保護区の指定を積極的に進めるべき
- 7 福祉こども避難所の指定を進めるべき
  - (1) 福祉こども避難所の所見について
  - (2) 福祉こども避難所の所見について
  - (3) 福祉こども避難所の指定への協力について
  - (4) 福祉避難所の協定見直しについて
- 8 地元問題について
  - (1) 青毛堀川河川敷内の樹木伐採と橋脚土台撤去を進めるべき
  - (2) 県道行田蓮田線の菖蒲町栢間地区に関わる早期整備について
  - (3) 県道加須幸手線交差点の整備について

無所属改革の会

## 中川 浩 議員



- 1 CS（県民への応対）「日本一暮らしやすい県」への道  
～県民（県議）からの提案を県庁職員が聴き、回答（答

弁) する姿勢「軸足」・視点～

- (1) 「(一般質問前に) 県庁が既に予定していた事や、これまでの取り組み」を答弁で述べない事を、一般質問で質問者が望んだら?
- (2) 「DX時代」の人事異動時の引継ぎのシステム構築を
- (3) 職員の異動をつかさどる人事課の残業時間削減の新たな具体策は

## 2 「応能」の限界

- (1) 何を指標とするか? 納税出来なくて亡くなった人数の把握を
- (2) 国民健康保険税
  - ア 保険税の県統一時期を定めていない他県の理由に、低所得者への配慮があるのでは? ～市町村独自の繰入れを埼玉県が否定した影響～
  - イ 不適切な「督促」の把握・指導
  - ウ コロナ禍3年・物価高2年で先の見えない中、早期に出来る「減免」の検討を
  - エ 令和9年度実施メドの減免の検討は、名古屋市のような「減免制度」を
  - オ 高所得の税率強化
  - カ 他の健康保険との統合～国の動向と要望～

## 3 児童相談所のあるべき形

～「戦後孤児」の時代から脱却していない児童相談行政～

- (1) 性質上、県より市町村が児相行政を行う事に向いている～県庁としての認識は? ～
- (2) 市町村への「保護」判断、権限比重の強化～モデル市町村実施を～
- (3) 保護できるキャパを、現在の計画より上げねばならないのでは?
- (4) 東京都・区の児相設立を参考に、埼玉県内中核市や希望する自治体での児相設立援助は?
- (5) 児童相談行政について市町村が日頃感じている事の意向調査を

## 4 「SDGs 未来都市」埼玉県の実現に向けた新たな具体的発想とは

～寄付文化の醸成「貧困の改善」という観点で～

- (1) 国の少子化対策予算での新たな県民「負担」増、恩恵を受けられず負担だけ増える19才以上の貸付型奨学金利用者、財源確保は?
- (2) 宝くじでのSDGs 予算枠明示を
- (3) 高校同窓会費など民間による資金活用を

## 5 国の方針は方針として県庁としての政策判断・優先順位の中での「歳出削減」

～「放課後デイサービス」学童との費用負担の1人あたり比較、放デイの実質負担月平均3148円・公費13万

円、公費総額年間420億円～

- (1) 「習い事」への送迎は適切でないので、利用実態にどう対処するか
  - (2) 帰りは家族が迎えに来ては?
- 6 中長期の県民「負担増」概算シミュレーションの公表を、国保・水道・下水道、今後の負担見込み～値上げ要因、県職員の年収増分は価格転嫁せずに～
  - 7 ミネラル不足による生活習慣病発症、学校給食へのミネラル強化～食品が加工される過程で、食品本来の「ミネラル」分が抜け、人体に不都合が～
  - 8 「日本一暑い埼玉県」としての「断熱」～「2重窓」化の県計画目標は? ～

※ 5(2)については、質問を行わなかった。

自由民主党

鈴木 まさひろ 議員



- 1 日本ブランドの成功を埼玉の発展に活かす
  - (1) 「埼玉のブランド力」の発信強化について
  - (2) 海外からの誘客促進について
  - (3) 国内外からの投資促進について
  - (4) 県産品の国内外における競争力強化について
- 2 介護職の処遇改善と負担軽減に向けて
  - (1) 介護職の処遇改善策について
  - (2) 介護職の負担軽減について
  - (3) 介護職場における労働環境の改善について
- 3 県民の健康を守る「医療AI」等の活用推進について
  - (1) 県立病院におけるAI導入の評価と今後の展開について
  - (2) 県立及び民間における医療AIの導入推進について
- 4 広域的な組織犯罪への対応強化について
- 5 深刻化する子どもの視力低下への対応策
  - (1) 現状と今後の対策強化について
  - (2) 行動科学に基づく視力低下予防策
- 6 地元問題について
  - (1) 防災・インフラ整備の促進(県道美土里町新堀線の電線類地中化について)
  - (2) 治水対策(一級河川和田吉野川の改修について)

民主フォーラム

## 小森克己議員



- 1 埼玉県経済の生産性向上に向けた基盤強化について
- 2 次世代産業の創出について
- 3 3歳児における吃音検診について
- 4 埼玉県ESG債について
- 5 キャッシュレス化について
- 6 高齢者福祉施設への支援について
  - (1) 経営支援について
  - (2) 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 7 子育て支援の充実について
- 8 特別支援学校・特別支援学級における教育体制の充実について
- 9 草加市内における河川の土砂撤去等について

自由民主党

## 栄寛美議員



- 1 TX（タスクトランスフォーメーション）の推進について
  - (1) TX対象業務の棚卸しや業務の分類、効果の高い業務の洗い出しについて
  - (2) TXに役立つデジタルツールの利用や成功事例の拡大について
- 2 情報アクセシビリティ対応による情報発信について
- 3 地籍調査の促進について
- 4 梨農家への支援について
- 5 公立小中学校における教育環境の改善について
  - (1) 学級編制基準及び教職員の配置基準の改善について
  - (2) 教職員の働き方改革について
- 6 事業承継の支援について
- 7 夏季における警察官の暑熱対策等について
  - (1) 警察官の装備品について
  - (2) 警察活動の県民への理解促進について
- 8 中川・綾瀬川流域の治水対策について

自由民主党

## 渋谷真実子議員



- 1 外国人人材に選ばれる埼玉県について
- 2 将来の科学技術を担う人材の育成に向けて
  - (1) スーパーサイエンスハイスクール（SSH）の挑戦と継続に向けた支援について
  - (2) 理数系人材育成に向けた県立高校の更なる取組について
- 3 激甚化する災害の備えについて
  - (1) 屋内用インスタントハウスの導入について
  - (2) 地域防災力向上のための防災士の活用について
- 4 家庭用蓄電池の普及促進について
- 5 郷土の歴史や文化財の継承について
- 6 児童養護施設の人材確保について
- 7 地域計画の策定と農地の有効活用について
- 8 訪問歯科診療において必要不可欠な歯科衛生士の支援について
- 9 地元問題
  - (1) 県道川越栗橋線の交差点整備について
  - (2) 県道川越日高線新琵琶橋の架換えについて

公明党

## 小早川一博議員



- 1 こども・若者の“参画”に向けた取組について
  - (1) 今後の具体的取組について
  - (2) 若者の未来を応援する担い手の育成事業について
- 2 重度心身障害者医療費助成制度の助成拡充について
- 3 就労継続支援B型事業所の工賃向上の取組について
  - (1) これまでの工賃向上の取組について
  - (2) 就労継続支援B型事業所の役割と支援について
  - (3) 専門家の活用とIT・デジタル領域の取組について
- 4 難聴を理解し、支え合う社会を
  - (1) 誰もが働きやすい職場環境づくりを
  - (2) ヒアリングフレイル予防対策について
  - (3) 軟骨伝導イヤホンの活用について
- 5 放課後児童の居場所について



- (1) 放課後児童クラブの学校敷地内活用について
- (2) 小4の壁について
- (3) コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進
- 6 高次脳機能障害者支援の現状と支援養成研修について
- 7 地元問題について
  - (1) 金山町交差点の交通事故対策について
  - (2) 所沢駅西口再開発に伴う渋滞対策、安全対策について
  - (3) 県営所沢パークタウン武蔵野住宅の外壁落下に伴う改修工事について
  - (4) 一級河川東川における護岸被害への対応と今後の見通しについて

自由民主党

## 小川直志 議員



- 1 水害リスクマップと災害対策について
  - (1) 水害リスクマップの公表への想いについて
  - (2) 水害リスクを踏まえた対応について
- 2 動物飼育施設の適正運営と県の関わりについて
  - (1) 飼育されていた犬猫の保護と同じような事業者に対しての対応について
  - (2) 適切な業務をしている証を表示することについて
- 3 「第75回全国植樹祭」を契機とした「森林セラピー」等森林を活用した新たな事業の検討について
- 4 保護司業務の安全性に対する県の支援について
- 5 熱中症対策における県の取組について
- 6 広域避難対策について
  - (1) 東京都からの広域避難者について
  - (2) 広域避難者、帰宅困難者の滞在施設について
- 7 食糧（米穀）生産に対する県の対応について
  - (1) 今後の米の生産と新品種の普及対策について
  - (2) 海外販路の拡大について
  - (3) ほ場整備事業をより一層促進することについて
- 8 地元問題について
  - (1) 飯盛川及び葛川の治水対策の進捗状況について
  - (2) 遊水地工事に伴う県道上伊草坂戸線の状況について

自由民主党

## 高橋稔裕 議員



- 1 渋沢って、埼玉らしい
  - (1) 道徳銀行と共に～経済の好循環の起点である価格転嫁の円滑化について
    - ア 唯一無二の価格転嫁円滑化促進パッケージの一層の取組を！
    - イ 価格転嫁サポーターに敬意と感謝を込めた表彰を！
  - (2) 渋沢栄一起業家サロン（仮称）を埼玉県の産業と起業の起爆剤に
    - ア 起業家と起業家・アイデア・情報・企業をつなげる体制を！
    - イ 実績ある創業ベンチャー支援センター埼玉とサロンの濃密な連携を！
- 2 こどもまんなか社会実現に向けて
  - (1) 障害児保育補助事業の廃止について
  - (2) 学校における働き方改革基本方針～教員の業務の受渡し先について
- 3 埼玉農業を応援する
  - (1) 集落内農地と大規模農地の今後の荒廃を防ぐ
    - ア 不整形で小規模な集落内農地に対する考え方について
    - イ 大規模集約可能な農地のほ場整備を加速すべきではないか？
  - (2) イネカメムシを退治する
    - ア 大量発生による被害の状況について
    - イ 広域自治体として対策を！
- 4 県内の移動の自由を考える～パート4
  - (1) 地域公共交通の質的な充実～市町村の理解はどこまで進んだか？
  - (2) 交通空白解消・官民連携プラットフォーム（仮称）への積極的な取組を！
- 5 地元問題
  - (1) 県道羽生栗橋線バイパスの東側からの整備について
  - (2) 県道久喜騎西線バイパス上高柳2工区の早期整備について
  - (3) 県道加須幸手線バイパスの早期整備について

自由民主党

## 逢澤 圭一郎 議員



- ギャンブル依存症対策について
  - 中高生への予防対策について
  - 周知啓発相談支援について
  - ギャンブル依存症対策の財源について
- 県立特別支援学校の過密対策について
  - 八潮高校、和光高校の跡地活用について
  - 高校内分校の今後の在り方について
  - 小中学校の分校設置について
- 県立特別支援学校の屋内運動場のエアコン設置について
- 救急搬送患者の受け入れ体制の再構築について
- 災害時応援協定締結団体・事業者との関わりについて
- 個人版ふるさと納税について
- 保育士の人材確保に向けた県単独補助について
- 東埼玉道路の自動車専用部における工法変更の経緯と影響について
  - 工法変更に至った経緯について
  - 工法変更による影響について
- 県水送水管を利用した直送給水について
- 地元問題について
  - 栄調節池の有効活用について
  - 都市軸道路の整備について
    - 都市計画道路三郷流山線彦糸工区の歩行者横断施設の設置について
    - 都市計画道路三郷流山線の延伸について

自由民主党

## 新井 一徳 議員



- 歴史的課題の解決に向けた行政改革を
  - 5か年計画のあり方について
  - 組織のあり方について
- 東京都との比較を
  - 行政サービスの差異について
  - 地理的条件を踏まえた上での公の施設のあり方に

ついて

- 県庁を働き甲斐のある、魅力ある職場に
  - 若手職員の声なき声に耳を傾けよう
  - 改革に取り組まないのは、なぜ？
  - 今こそ、改革に取り組むべき
- 働きやすい職場環境の醸成を
  - 「子持ち様」意識の実態は？
  - 周囲の職員への配慮を
  - 職場の良い雰囲気づくりは上司の務め
- 金利ある世界を意識した産業政策への転換を
- 時代に即した改革の取り組みを
  - 職員住宅のあり方について
  - 電気自動車導入補助のあり方について
- 高齢社会の到来を見据えた取り組みを
  - 介護施設と有償ボランティアのマッチングを
  - 買い物難民への移動販売と健康相談の融合事業を
- 県公式SNSの有効活用を
  - 広報活動における分析について
  - 県公式SNS登録者数の増加を
  - 特徴を活かした民意の把握を
- 緑豊かな生活環境の保全・創造を
  - 地域経済の活性化のために
  - なぜ、指定管理者の選考方法の変更を？
  - 指定管理者の選考方法は、見直しを
- 下水道事業の安定的な運営のために
  - 維持管理負担金の水準は？
  - 経営努力、経営改革の現状は？
  - 流域自治体や県民に対する広報の充実を

# 委員長報告

## [目次]

頁

### 常任委員会

企画財政	21
総務県民生活	22
環境農林	22
福祉保健医療	23
産業労働企業	24
県土都市整備	25
文 教	25
警察危機管理防災	26

### 特別委員会

自然再生・循環社会対策	27
地方創生・行財政改革	27
公社事業対策	28
少子・高齢福祉社会対策	28
経済・雇用対策	29
危機管理・大規模災害対策	29
人材育成・文化・スポーツ振興	30

## 企画財政 委員長報告



副委員長 渡辺 大

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第83号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「当初予算の成立から半年が経過し、令和5年度決算の剰余金も出ているが、現状で、どの程度の財源が残っているのか。また、今後、補正予算を組む際の財源は確保しているのか」との質疑に対し、「財政調整3基金の残高は473億円あるが、このうち、交付税の精算に備えた額等を除いた実質的な残高は約251億円である。このほか、令和5年度決算の剰余金約350億円のうち、国に返還する臨時交付金等を除くと約208億円あり、合わせた約459億円が、現時点で、今後の補正に使える額である」との答弁がありました。

また、「今回の補正予算で、県債を約20億円計上しているが、県債残高の現状はどうか。また、後は、インフラの老朽化への対応など、将来負担とバランスを図りながらも積極的な投資が必要になると考えるが、どのような方針で県債管理を行っていくのか」との質疑に対し、「今回の補正額約20億円を加味した、令和6年度末の県債残高の見込みは約3兆6,432億円である。全体の残高は、令和5年度末と比較すると720億円の減となるが、臨時財政対策債や減収補填債を除く、県でコントロールできる県債残高の見込みは、約1兆7,817億円であり、令和5年度末と比較すると42億円の増となる。県債は、将来に過大な負担を残さないことが大事である一方で、必要な投資の重要な財源であり、バランスも大事である。そのため、地方交付税措置のある有利な県債をできる限り活用して、真に必要な投資を行いつつも、将来的な負担が過度にならないように、県債残高に留意して適切に管理をしていく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、会計管理者から「窓口収納におけるキャッシュレス化の推進について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 総務県民生活 委員長報告

副委員長 高橋 稔 裕



総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第91号議案について、「履行期限の変更理由の一つとして、住民要望への対応に日数を要したとあるが、どのように対応したのか。また、履行期限への影響はどうか」との質疑に対し、「重機を稼働するに当たり、騒音や振動を低減してほしいとの要望があったため、稼働台数を減らし、稼働時間を制限することで対応した。このほか、近隣住民との工事協定締結の遅れや工事資材の調達の遅れ等により履行期限を変更するものである」との答弁がありました。

次に、第92号議案について、「応札者が1者であるが、応札までの経緯と理由はどうか」との質疑に対し、「本工事の入札参加可能な業者は、名簿上133者あったが、申込み、入札共に1者であり、再入札の結果、4回目以降落札となった。応札がなかった業者に確認したところ、大型工事などを受注しており、技術者の確保ができなかったなどの回答があった。今後も、公正な競争入札はもとより、入札参加の拡大にも努めていく」との答弁がありました。

このほか、第83号議案、第93号議案及び第94号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案5件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第3号につきましては、請願者611名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところでありました。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「国際紛争に関する外交政策についての判断は、正確な情報の基で、紛争の背景などを踏まえ、専門的な知見から国が主導すべきである」と考える。本年6月『ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議』が衆議院及び参議院において可決され、現在は政府において、ガザ地区の人道状況の改善、事態の早期鎮静化に向けて、全力が尽くされている」等

の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「イスラエルは国際世論に背を向け国際法にも違反する攻撃を継続している。今こそ即時かつ恒久的な停戦が不可欠であり、日本政府は人道的見地からも積極的に外交努力を通じて役割を果たすことが重要である」等の意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「複数年の業務委託契約における価格変動への対応について」及び「セクシヤル・ハラスメントの防止について」質問が行われました。

その中で、「物価や人件費が高騰した場合には、複数年契約の途中においても、変更契約を行うべきかと考えるがどうか。また、建設工事のように、スライド条項を契約書に明示すべきであるかと考えるがどうか」との質問に対し、「適正な履行を確保する観点から、業務委託においてもスライド制度などにより契約後の価格変動への対応が必要であり、関係課と調整をしながら制度導入について検討を進めている。また、スライド制度導入後は、契約書にしっかり明示することで価格変動に対応していく」との答弁がありました。

次に、『セクシヤル・ハラスメント防止等に関する要綱』に、具体的な禁止事例を盛り込むべきではないか。また、具体的な禁止事例を周知徹底するべきではないか」との質問に対し、「具体的な禁止事例は、運用通知や職員ポータルサイトで周知している。今後も研修資料の充実を図るなどして、より多くの事例を示していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、県民生活部から「令和6年度における指定管理者の選定について」及び「スポーツ科学拠点施設整備運営事業について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 環境農林 委員長報告

副委員長 権 守 幸 男



環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第84号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「現在、県内で埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の対象となる事業者数ほどの程度と見

込んでいるのか。また、申請件数はどの程度と見込んでいるのか」との質疑に対し、「先行自治体が把握している事業者数や、条例制定前の令和5年に実施した市町村へのアンケート調査結果から、県の管轄として600者程度と見込んでいる。また、申請件数は10件程度を見込んでいる」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「みどり認定について」質問が行われました。

その中で、「本制度の情報が現場に届いていない。大規模法人や機械化が進んでいる農業者を減農薬などの政策に誘導していくという本制度の趣旨を理解して広報活動を行ってれば、このようなことは起きないのではないか。また、制度の趣旨を踏まえ、今後はどのように対応していくのか」との質問に対し、「まずは環境に優しい農業に取り組んでいる農業者に対して推進を図ってきたが、全員に周知が行き届かなかったことは良くないと認識している。今後は、慣行栽培の農業者をはじめ、全ての農業者に本制度を知ってもらい、環境に優しい農業に取り組んでもらえるよう、市町村やJAなどと連携して推進を図っていく。また、機械や施設の導入を検討している農業者が、本制度を活用して税制優遇を受けられるよう、農業機械を取り扱う事業者にも周知していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、農林部から「埼玉県農林関係研究機関が育成した品種について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 福祉保健医療 委員長報告

副委員長 千葉 達也



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、第85号議案について、「個別支援計画の作成を義務付けることにより、施設における業務が増加すると考えるが、計画作成に対する支援はあるのか」との質疑に対し、「国において、具体的な計画策定プロセスや計画に基づく支援方法を示した個別支援計画の策定導入マニュアルを作成してい

る。また、本年10月1日から個別支援計画に基づく支援により地域へ移行した実績に応じて施設事務費に加算する制度が新たに設けられた。県では、これらの活用について施設に働き掛けを行い支援していく」との答弁がありました。

次に、第86号議案について、「朝霞児童相談所を設置することにより、どのような効果が期待されるのか」との質疑に対し、「川越児童相談所や所沢児童相談所の所管人口が、いずれも国の示す目安である100万人を下回ることとなり、虐待相談対応件数の平準化が図られる。また、所管区域がコンパクトになることで移動の負担が軽減され、その分の時間を相談対応に充当できるなど、より迅速かつきめ細かな対応が可能となる。一時保護施設も増設され、1施設当たりの入所児童数の減少も見込まれることからきめ細かな対応が可能となる」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、第87号議案について、「奨学金に設定する年10%の利息は、他県と比較して適正か。また、利息を付すことで、応募倍率が下がってしまう懸念はないのか」との質疑に対し、「厚生労働省は、適切な金利を設定することを条件とし、具体的な利率は定めていない。38都道府県で10%を設定しており、他の自治体と足並みをそろえた。また、金利を設定している他の自治体において、近年の入試応募者が大きく減少している状況は見受けられず、金利の有無が志願者数に与える影響は大きくないと考える」との答弁がありました。

このほか、第83号議案及び第88号議案についても活発な論議がなされました。

続いて、討論に入りましたところ、第87号議案に反対の立場から、「制度離脱防止を理由に利息を付す内容だが、返済免除や一部免除の要件が規定されていない中で、年利息10%は余りにも重い。医師確保は本県にとって重要な課題だが、個人の意図しない場合への対応は、規則で明確に定めておく必要がある」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました知事提出議案5件について採決いたしましたところ、第87号議案については多数をもって、その他の議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第30号議案「埼玉県こども・若者基本条例」の審査について申し上げます。

まず、提案代表者から提案説明がなされ、その後質疑を行いました。

その中で、「本条例策定における問題意識として、何を解決するための条例なのか。また、どのようなプロセスを経て策定されたのか」との質疑に対し、「国において、こども家庭庁の設置や、こども基本法の施行など、こども、若者の成長を後押しする機運が高まっている中、こども、若者をしっかり支援する目的で

プロジェクトチームを昨年6月に設置し、有識者や、70を超える関係団体との意見交換などを通じ、知見を深めてきたとともに、具体的な施策の要望や条例化に向けた提言などをいただいたところである。こうした経緯を経て、子育て、子育てに関する施策の更なる充実・強化に向けて、本県における各施策の充実・強化を図るために、基本的方向性を明確にしていくこと、社会全体で子育て、子育てを支える重要性を広く呼び掛ける必要があると考え、その趣旨を込めた条例案の提案に至った」との答弁がありました。

また、「同様の条例を定める他の都道府県もあるが、本県の条例案の特徴や違いは何か」との質疑に対し、「これまで29都道府県でこども等に関する条例が制定されているが、こどもの権利保障に関する条例や少子化対策に特化した条例など様々である。本県の条例案はこどもの権利保障のみならず様々な施策も含んだ包括的な条例であり、意見聴取、意見反映に関する施策や、横断的に取組を行うための体制などについても規定している」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、議第30号議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「放課後児童支援員認定資格事業の在り方について」及び「障害児通所支援事業所『こどもプラス東松山教室』の行政処分について」質問が行われました。

その中で、「放課後児童支援員認定資格研修で使用される講師の作成したテキストについて、県は監修しているのか。監修していないのであれば、事実でない情報や私見を述べているなどの場合、受講者に対しどのように事実を周知していくのか」との質問に対し、「研修の理解促進のための副教材を講師が作成したものであるが、専門知識を有する者が作成していたため、確認が十分ではなかった。誤りについては修正し、県ホームページに掲載するほか、受講者に対しては、資料を差し替える」との答弁がありました。

次に、「監査等の権限がない市町村に対し、利用に要した費用の返還義務が課されていることは、負担が重いと考える。負担割合や権限等の問題をどのように考えるか。また、自らの市町に当該施設がない場合、どのように取り組んでいくのか」との質問に対し、「事業所からの返還の有無に関わらず、国や県の過大負担について是正するために、市町村が返還する取扱いになっていると国に確認しているが、この取扱いは市町村の負担が大きく見直しが必要と考える。また、市町村には事業所の指定の権限はないが、障害児通所給付費に関しては事業所に対して報告や文書の提出を求め立入検査を行う権限があると児童福祉法に規定されている。事業所が他の市町村に所在する場合でも、調査等は可能である。県では、過去にも、市町村に対し適正に給付を行う観点から、実地の指導を検討するよう通

知している」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、保健医療部から「埼玉県県民健康福祉村の都市公園への変更について」及び「順天堂大学附属病院等整備の進捗状況について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 産業労働企業 委員長報告



副委員長 杉田茂実

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第90号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「資格要件を緩和するに当たり、国ではどのような検討がなされたのか。また、緩和によってどのような影響が生じるのか、安全性には問題がないのか」との質疑に対し、「国の検討会では、規模の小さな市町村の実情に比重を置き、どのようにケアするかという視点で議論されている。技術職員が多数在籍する企業局としては、現状で有資格者が不足するということはないが、今回の改正で布設工事監督者が増えることはメリットである。また、工事の完成後、施設を使う際には、水道技術管理者が水質や施設の最終的な検査を行うことなどから、条例の改正後も安全性は担保される」との答弁がありました。

また、「『全国的な水道に携わる職員数の減少』とあるが、全体の職員数が減っているためなのか。あるいは、水道事業特有の理由があるのか」との質疑に対し、「水道事業は市町村経営が原則とされており、特に小規模な市町村では、水道事業に携わる職員数もともと少ない。国の資料では、水道事業に携わる職員数は、ピーク時に比べて約37%減っているとされており、これが今回の改正につながっていると考えられる」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「商店街の活性化施策について」質問が行われました。

その中で、「現在、県はどのような活性化施策を実施しているのか。また、商店街活性化の最終的な目的をどのように設定しているのか」との質問に対し、「県の商店街支援施策は、補助金事業、専門家派遣事業、人



材育成事業という大きく三つの柱で構成されており、担当職員が商店街に直接訪問し、個々の商店街の課題に応じた適切な施策を提案している。また、埼玉県商店街活性化条例の趣旨を重要視し、地域住民、ひいては県民のための活性化であると考え、日々取り組んでいる」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、産業労働部から「S A I T A M A ロボティクスセンター（仮称）の整備について」、企業局から「災害発生時における県営水道の危機管理体制について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 県土都市整備 委員長報告



副委員長 深谷 顕史

県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第83号議案について、「補正予算の増額要因とその効果は何か。また、道路事業と比べ河川事業の繰越明許費が大きいのはなぜか」との質疑に対し、「増額要因は、国からの交付金等が当初予算以上に配分されたためである。その効果は、令和7年度以降に実施予定の工事などが前倒して実施可能となり、事業の進捗が図られることである。また、河川事業の繰越明許費が大きいのは、全国的な半導体不足などにより、河川改修に伴う排水樋門のポンプ設備工事に不測の日数を要したことや、6月から10月まで洪水のおそれがあり、本格的な工事が実施できないことから、このタイミングで繰越明許費の設定を行うためである」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第89号議案について、「どのような背景で、国や都道府県などの建築物の審査・検査等を民間機関で行うことができるようになったのか」との質疑に対し、「大規模災害が発生すると、建築物の被災状況の確認などの業務に多くの人員を配置する必要がある。また、大規模災害後に公共施設の再建等の建築需要が生じると計画通知が急増することが想定され、行政での迅速な対応が困難になると見込まれるため、民間の機関で計画通知の審査・検査等が行えるよう法改正されたものである」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「埼玉県震災都市復興の手引きについて」質問が行われました。

その中で、「市町村において事前復興まちづくり計画の策定が進まない中で、県は市町村に対してどのような支援が必要と認識しているのか」との質問に対し、「国のガイドラインと計画策定に活用できる県の手引きについて、毎年実施している埼玉県都市事前復興会議などの場を活用して市町村に周知し、市町村の状況や判断に応じた計画が策定できるよう支援していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、都市整備部から「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域案の公表と施行条例の制定について」及び「埼玉県県民健康福祉村の都市公園への変更について」、下水道局から「下水道局経営マネジメント目標で定めた投資目標の改定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 文教 委員長報告



副委員長 高木 功介

文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第83号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「医療的ケア児の通学支援について、現状の申請件数に対する承認状況はどうなっているか」との質疑に対し、「本年4月から9月における利用申請回数2,546回に対して1,138回の利用を許可しており、約45%となっている」との答弁がありました。

また、「4月から9月の申請回数に対しては45%の許可になっているが、今回の補正により、申請があれば全て許可ができるということか」との質疑に対し、「補正額の算定に当たっては、既に利用している方の今後の利用希望回数、今後利用が新たに見込まれる方の想定利用回数を基に積算した。現在10月以降の利用希望を募っているが、この分については100%賄えるものと考えている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託さ

れました第83号議案について、採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「いじめ問題について」及び「県立学校空調設備整備事業費補助金について」質問が行われました。

その中で、「いじめ問題に関する課題は何か。また、学校は実際に子供たちがいじめられていることを把握したとき、具体的にどのように対応するのか」との質問に対し、「課題は、教職員がいじめを子供同士のトラブルと捉えてしまい、組織的な対応が行えずに深刻化することである。教職員がいじめかもしれないということ把握した場合や、児童生徒や保護者からいじめではないかなどの相談や訴えがあった場合、まずは被害児童生徒や保護者の気持ちに寄り添いながら状況を適切に把握し、いじめ防止等対策組織において、対応方針を検討する。この方針に基づいて更に詳細な調査を行い、その結果を市町村教育委員会又は県教育委員会に報告する。事実確認の結果、いじめがあった場合は、組織で指導方針を検討し、その方針に基づき、いじめを行った児童生徒に対する指導等を行っている。いじめを受けた児童生徒又はその保護者には、安心して教育が受けられるよう、複数の教員で見守るなど支援している」との答弁がありました。

また、「いじめの予防という観点で、子供たちに対する啓発は集中的に授業で行われているのか」との質問に対し、「いじめ撲滅強調月間を11月に定め、その期間でいじめの防止に取り組んでいる。また、ネットいじめが増加傾向にあるため、ネットトラブルの事例等をまとめた『ネットトラブル注意報』を月に1回各学校に配付し、注意喚起を行っている」との答弁がありました。

次に、「県立学校空調設備整備事業費補助金は、普通教室の空調設備に係る電気代などの保護者負担が軽減されるにもかかわらず、特別教室等の空調設備を今後設置するために積み立てるなど、PTA等の会費の減額がされていない学校が7割近くあるのはどうか」との質問に対し、「補助金を受け入れることで必要なくなった普通教室分のPTA等の予算については、会費の増額を回避するために、特別教室等の空調に係る費用として相殺する形で使用することを今年度は認めている。PTAの総会等において、保護者に内容がよく理解された上で意思決定されるようお願いしている」との答弁がありました。

また、「PTAの意向もあるが、補助金の使い方がばらばらになっているため、予算の使い方について、保護者負担の軽減のためとの認識を忘れずに対応してほしいがどうか」との質問に対し、「補助金の執行管理の観点からも実情を速やかに確認し、適切に対応していきたい」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「埼玉県学校教育情

報化推進計画（案）について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 警察危機管理防災 委員長報告



副委員長 橋 詰 昌 児

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「過積載車両に対する指導・取締り」、「財務書類の報告誤りの再発防止」及び「今夏の大雨への対応」について質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「埼玉県ダンプカー協会に加入する業者は適切な重量で操業している一方で、加入していない業者の中には、違法な操業を繰り返す者も多いと聞いている。警察として今後どのように対応するのか」との質問に対し、「過積載車両は重大事故につながるものが懸念されることから、警戒活動を通じて過積載や整備不良等と認められる車両に対して、交通指導・取締りを継続的に実施していく」との答弁がありました。

次に、「今回の報告誤りにより、誤った予算執行や契約相手方への影響はあったのか。また、他部局との連携を含めて再発防止にどう取り組むのか」との質問に対し、「予算執行への影響や契約相手方への影響は生じなかった。今後は、複数の担当者によるチェックを徹底するとともに、他部局との連携については、企画財政部においても、根拠となる電算データを確認することで再発防止に努めていく」との答弁がありました。

次に、「大雨への対応において、職員が疲弊しないようどのように取り組んでいるのか。また、今回の災害対応での教訓と対策は何か」との質問に対し、「危機管理防災部の災害対応を行う職員は91人おり、ローテーションを組んで順番に対応するなど、一部の職員に負担がかからないよう配慮している。また、今夏の大雨の対応は長期間に及んだため、危機管理防災部門以外の市町村職員も災害対応に追われるケースが見受けられた。このため、危機管理防災部門以外の市町村職員に対しても迅速・的確に情報共有ができるよう、災害オペレーション支援システムの操作研修を充実させていく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、警察本部から「災害対応体制について」、危機管理防災部から「ジェンダー視点による避難所開設等に関する標準手引き（素案）

の主な内容」についての報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 自然再生・循環社会対策 特別委員長報告



副委員長 飯塚 俊彦

自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「農林業・農山村の循環型社会への貢献について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「県産木材の利用促進に関する課題として、生産者の後継者不足が挙げられる。利益が生まれる仕組みがあれば解決できると考えるがどうか」との質問に対し、「県では山元に利益を還元する仕組みとして、令和4年度から、川上から川下までの特定の業者でサプライチェーンを構築し、その過程で発生する諸経費等が少なくなるように取り組んでいる」との答弁がありました。

次に、「県内市町村が整備した公共建築物の木造率の状況とその課題は何か。また、県産木材を利用促進するための課題と今後の取組は何か」との質問に対し、「国の統計では、令和4年度の木造率は5.2%である。課題は、県内市町村でも公共施設の木造化・木質化の取組に関する指針を策定しているが、専門知識やノウハウを有する職員の不足、木材利用に対する理解が浸透していないことである。また、県産木材の利用促進のためには、木造化に加え、木質化についても状況を把握する必要があるが、現状ではデータがない。今後、木質化率の調査方法も含め検討していく」との答弁がありました。

次に、「規格外農産物の利活用について、県では廃棄量や廃棄率を把握しているのか。また、廃棄せずに流通させる取組はあるのか」との質問に対し、「規格外農産物の廃棄量や廃棄率は把握していないが、流通や利活用の支援として、量販店の地場産コーナー設置の推進や加工品に活用する取組を支援している」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、本委員会に付託されております案件につきましては、

今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 地方創生・行財政改革 特別委員長報告



副委員長 横川 雅也

地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「地方財源の確保対策について」及び「地方創生・SDGsの推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系の構築を国に要望するに当たり、いざ検討が始まったときに有利な方向に導けるように、本県にとって望ましい税目や配分の基準をシミュレーションしておく必要があると考えるがどうか」との質問に対し、「Eコマースの進展等により特定の自治体に地方法人税収が偏在しているため、適切な偏在是正措置を講じるよう国に要望している。例えば、法人事業税は約3割を特別法人事業税として国に納付することとなっているが、これを引き上げる措置などが考えられる。地方ごとに様々な考え方や立場があるため、法に基づき望ましい偏在是正措置を国が検討するべきである」との答弁がありました。

次に、「埼玉県デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本指標の検証結果では、8指標中6指標が目標を達成するなど一定の成果が見られるが、一方でKPIを見ると、令和5年度はコロナ禍で制限されていた経済活動が本格的に再開されたにもかかわらず、半数以上の指標が未達成となっている。今年度は現戦略の最終年度であるが、各指標の達成に向けてどのように取り組んでいくのか」との質問に対し、「令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いが変更になり、事業活動の再開や強化が可能になったものの、コロナ禍の落ち込みからの全面的な回復基調には至っていない。一方、県行政手続のオンライン利用率が令和4年度は目標未達成であったものの、全庁的なDXの取組を推進した結果、令和5年度は目標を達成するなど、デジタル関

連では明るい材料もある。有識者会議の意見にもしっかりと耳を傾け、目標達成に向けて全庁一丸となって取り組んでいく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

## 公社事業対策 特別委員長報告

委員長 吉 良 英 敏



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の審査対象公社として、「埼玉県道路公社」、「株式会社さいたまりバーフロンティア」及び「公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団」の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、埼玉県道路公社について、「E T Cが使えない有料道路は、県にとってもマイナスイメージになると考えるが、E T C導入を含めた施策や考え方はどうか」との質問に対し、「高速道路で使用しているE T Cは非常に高額であり、簡易型のネットワーク型E T Cでも、設置費用として約3億円かかる。また、収支が厳しい中で料金徴収期間も限られており、残りの期間中でのE T Cの導入に伴う費用回収が困難なため、導入については現在のところ考えていない」との答弁がありました。

次に、株式会社さいたまりバーフロンティアについて、「県内企業の活用、育成のためにも、ゴルフ場管理業務の分割発注など、県内企業が受注できるような工夫が必要と考えるがどうか」との質問に対し、「事業者の選定においては、総合評価方式による企画提案型入札を採用しているが、県内企業加算を設けることで、県内企業へ配慮している」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団について、「埋蔵文化財である史跡や土器は重要な地域内資源に位置付けられ、非日常的な対象物であるため、県民の関心を引く積極的な発信やきめ細かな展示が必要と考えるがどうか」との質問に対し、「今後、遺跡の紹介動画を新たに作成し、動画配信に力を入れていく。

また、発掘調査による出土品については、より丁寧に分かりやすく県民へ発信するため、ホームページのリニューアルを行っていく。さらに、展示については、魅力的な展示方法を工夫していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

## 少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告

副委員長 永 瀬 秀 樹



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」であります。今回は、「地域医療について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「重症救急搬送患者の医療機関への受入割合が4回以上だった割合が、令和5年は改善されたものの、5か年計画の目標値とは大きな乖離がある。目標達成のための具体的な取組はどうか」との質問に対し、「今年度の新たな取組として、救急医療情報システムに、救急隊から医療機関へ動画や画像、チャットを送信できる機能を追加する。これにより、患者の状況などを速やかに医療機関と共有でき、救急搬送体制の強化が図られる。また、救急電話相談 #7119 の回線数を増強し、救急電話相談の体制を強化する」との答弁がありました。

次に、「過去10年の救急科医の増加率について、全国平均が50.5%であるのに対し、本県は118.9%であり大幅に増えているが、要因は何か」との質問に対し、「奨学金や研修資金の貸与制度において、救急科は特定診療科として特に力を入れており、県内には豊富な症例数を有する医療機関も多いことから魅力を感じて勤務していると考えている。また、令和4年までの10年間で、自治医科大学附属さいたま医療センター等、大規模な五つの病院が救命救急センターに指定されたことなども要因であると考えている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、

今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

## 経済・雇用対策 特別委員長報告

副委員長 萩原 一 寿



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「先端産業の推進と企業誘致について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）について、完成後、どの程度の企業参入を見込んでいるのか。また、県内企業に対する優遇措置はあるのか」との質問に対し、「本年8月現在、埼玉県ロボティクスネットワークに県内企業が267者参加しており、こうした企業が少しでも多く参入できるよう、支援していく。加えて、長期入居が可能な研究室を20室程度用意しており、企業などに入居してもらい、研究開発を進めてもらいたい。また、優遇措置については、入居企業の審査に当たって、県内中小企業の場合は審査点に加点するなど、配慮していく」との答弁がありました。

次に、「最近、物流施設の立地が目立つが、企業立地件数1,360件に占める物流施設の割合はどうか。また、雇用の創出状況はどうか」との質問に対し、「企業誘致においては、地域経済効果の高い物流施設を誘致するため、単なる倉庫ではなく、雇用創出効果の高い流通加工施設を誘致対象としており、これは全体の3割程度である。また、1施設当たり50人程度の雇用が生まれており、製造業にも劣らない雇用効果が生まれている」との答弁がありました。

次に、「産業用地面積が立地ニーズ面積を下回っているが、これを解消するため、どのような取組をしているのか」との質問に対し、「都市整備部、企業局及び産業労働部が連携して、市町村の産業用地の創出を支援するとともに、県の産業用地だけではなく、民有地も活用し、民間事業者の協力を得ながら、土地の確保に努めていく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、

本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

## 危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

副委員長 安藤 友 貴



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「災害に強い県土づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「無電柱化について、緊急輸送道路を重点的に進めるとのことであるが、現状の課題と今後の目標達成見込みはどうか」との質問に対し、「電線共同溝の整備には1キロメートル当たり約5.3億円かかると国から示されている。また、工期も400メートルの道路延長につき約7年かかると言われており、大きなコストがかかり、工期も非常に長いことが課題である。令和6年度に31路線32か所で事業を実施しており、5か年計画の目標に対し残り4.5キロメートルとなる。占有者との事前協議もおおむね整っていることから、令和8年度の目標達成に向けてまい進していく」との答弁がありました。

また、「水循環センターの2系列目の耐震化は、1系列目だけでは処理能力が心もとないため2系列目も耐震化するという認識なのか。また、どのくらいの年数を見込んでいるのか」との質問に対し、「地震発生後もできる限り通常の水処理を行うため、まずは1系列目を耐震化し、その後、計画的に2系列目以降も進めている。また、県の管理する九つの水循環センターのうち五つで水処理施設の2系列目以上の耐震性が不足しており、令和10年度末の完了を目指し進めていく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

## 人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告



副委員長 内 沼 博 史

人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」ですが、今回は、「文化の振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「埼玉県芸術文化祭では、高齢者の参加が多く、出品者や出品点数が減少していると感じており、今後、先細りを危惧している。若い世代や保護者の世代等が積極的に参加しやすい状況を作るべきと考えるが、今後の在り方についてどのように考えているのか」との質問に対し、「県としても、出品者の高齢化が問題であり、若手を取り込む必要があると考えている。そこで、埼玉県美術展覧会、通称県展では、昨年度に高校生奨励賞を創設して、各部門における高校生等の優秀作品を表彰した。さらに、今年度の県展から、書の部門において高校生等に限り、臨書及び模刻を出品できるように応募条件を緩和した。また、保護者の世代への取組として、『芸術文化ふれあい事業』では、子供だけでなく保護者にも文化芸術の体験や鑑賞機会を提供している」との答弁がありました。

次に、「多様な人々による芸術表現活動グループ『カンパニー・グランデ』の設立に当たっては、多くの応募があり、多様なバックグラウンドを持つ方々が活動しており、表現活動へのニーズの大きさが感じられた。今後も、更に多様な人々による芸術表現活動を幅広く支援していくことが重要であるが、県はどのように考えているのか」との質問に対し、「『カンパニー・グランデ』は、埼玉県芸術文化振興財団の近藤良平芸術監督が率いる新たなシアターグループで、年齢、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様な人々が芸術文化に参加できる機会を提供し、そこから生まれる表現を追求することを目的とした財団の自主企画事業である。このほか、財団では、学生に対する活動支援など幅広い方々を対象にした取組を実施している。県としても、引き続き、財団と連携を図りながら、支援していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、本委員会に付託されております案件につきましては、

## 議案の審議結果

9月定例会では、知事から提出された議案及び議員から提出された議案計49議案について、22日間にわたり熱心な審議が行われ、10月16日に議決された。

議案の要旨と議決結果は次のとおりである。

種類	結果	原案可決	同意	継続審査	合計
予算		2			2
条例		8			8
事件		6	23	2	31
意見書		8			8
計		24	23	2	49

## 知事提出議案

議案番号	件名	要旨	議決結果
83	令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）	歳入歳出補正予算額 50億1,156万2千円 累計額 2兆1,285億3,087万9千円 繰越明許費の補正追加 30件 地方債補正変更 4件	原案可決 ※令和6年10月10日に提出された知事提出急施議案「令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）」が原案可決されたことを受け、歳入歳出予算の累計額が同年10月16日付で変更されました。
84	埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例に係る手数料に関する条例	埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の制定に伴い、特定再生資源屋外保管業の許可申請等に係る手数料の額等を定めようとするものである。	原案可決
85	埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）の一部改正を踏まえ、条例で定める救護施設及び更生施設に係る運営に関する基準を改定しようとするものである。	原案可決
86	埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例	児童相談所の所管人口の平準化を図り、児童虐待に一層迅速かつきめ細かに対応するため、新たに埼玉県朝霞児童相談所を設置し、埼玉県川越児童相談所及び埼玉県所沢児童相談所の所管区域を変更しようとするものである。	原案可決
87	埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例	医師育成奨学金の貸与制度について、国の財源を活用したより安定的な制度運営を図るとともに、奨学金の貸与を受けた者が制度から離脱することを防止するため、貸与する奨学金に利息を付そうとするものである。	原案可決
88	埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例	水道法施行令等の一部改正を踏まえ、専用水道に係る水道技術管理者の資格を改正しようとするものである。	原案可決
89	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備をしようとするものである。	原案可決
90	埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例	水道法施行令等の一部改正を踏まえ、水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を改正しようとするものである。	原案可決



91	工事請負契約の変更契約の締結について	工 事 名 施工箇所 変更履行期限 変更請負金額 今回増額 請負業者	23朝霞児童相談所（仮称）新築工事 朝霞市青葉台1丁目2番16 令和7年2月28日 15億2,933万9,900円 9,933万9,900円 株式会社佐伯工務店ほか2社	原案可決
92	工事請負契約の締結について	工 事 名 施工箇所 履行期限 請負金額 請負業者	（仮称）川口北警察署庁舎新築工事 川口市大字西立野地内 令和9年1月31日 22億1,100万円 三ツ和総合建設業協同組合請負業者	原案可決
93	工事請負契約の締結について	工 事 名 施工箇所 履行期限 請負金額 請負業者	（仮称）川口北警察署庁舎新築電気設備工事 川口市大字西立野地内 令和9年1月31日 7億9,530万円 株式会社沼尻電気工事	原案可決
94	工事請負契約の締結について	工 事 名 施工箇所 履行期限 請負金額 請負業者	（仮称）川口北警察署庁舎新築空調設備工事 川口市大字西立野地内 令和9年1月31日 4億7,300万円 株式会社サイエイヤマト	原案可決
95	令和5年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について	一般会計歳入歳出決算 予算現額 収入済額 支出済額 翌年度へ繰り越すべき財源 実質収支額 前年度実質収支額 単年度収支額  特別会計歳入歳出決算 予算現額 収入済額 支出済額 翌年度へ繰り越すべき財源 実質収支額 前年度実質収支額 単年度収支額	2兆3,270億4,501万9,772円 2兆2,088億1,226万6,372円 2兆1,667億8,013万9,523円 70億5,532万5,686円 349億7,680万1,163円 408億4,258万9,415円 △58億6,578万8,252円  1兆2,587億4,141万7,471円 1兆2,470億2,706万5,018円 1兆2,416億678万6,482円 2億1,215万4,512円 52億812万4,024円 84億3,414万6,791円 △32億2,602万2,767円	継続審査
96	令和5年度埼玉県公営企業会計決算の認定について	令和5年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計決算 令和5年度埼玉県工業用水道事業会計決算 令和5年度埼玉県水道用水供給事業会計決算 令和5年度埼玉県地域整備事業会計決算 令和5年度埼玉県流域下水道事業会計決算		継続審査
97	令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）	歳入歳出補正予算額 累計額	37億7,531万7千円 2兆1,235億1,931万7千円	原案可決



98	彩の国功労賞の贈呈について	折橋正紀氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
99	彩の国功労賞の贈呈について	設楽武秀氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
100	彩の国功労賞の贈呈について	東海林直広氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
101	彩の国功労賞の贈呈について	宗澤麟太郎氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
102	彩の国功労賞の贈呈について	湯浅亜実氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
103	彩の国功労賞の贈呈について	上野優佳氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
104	彩の国功労賞の贈呈について	新添左季氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
105	彩の国功労賞の贈呈について	佐藤大宗氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
106	彩の国功労賞の贈呈について	元木咲良氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
107	彩の国功労賞の贈呈について	高谷大地氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
108	彩の国功労賞の贈呈について	鈴木朋樹氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
109	彩の国功労賞の贈呈について	金子和也氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
110	彩の国功労賞の贈呈について	佐野優人氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
111	彩の国功労賞の贈呈について	田口侑治氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
112	彩の国功労賞の贈呈について	鳥居陽生氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
113	彩の国功労賞の贈呈について	宮食行次氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
114	彩の国功労賞の贈呈について	水田光夏氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
115	彩の国功労賞の贈呈について	倉橋香衣氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
116	彩の国功労賞の贈呈について	島川慎一氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
117	彩の国功労賞の贈呈について	中町俊耶氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
118	彩の国功労賞の贈呈について	羽賀理之氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
119	彩の国功労賞の贈呈について	田中愛美氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
120	彩の国功労賞の贈呈について	三木拓也氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意

# 議員提出議案（条例・意見書）

議第 30 号議案

## 埼玉県こども・若者基本条例

（目的）

第一条 この条例は、こども・若者が有する権利が保障され、こども・若者が主体性を持って、自分らしく健やかに、かつ、幸せに成長すること（以下「子育て」という。）ができ、及び安心してこども・若者を養育することができる環境の整備により、保護者・養育者その他こども・若者を養育しようとする者が子育て・子育てに希望や喜びを感じ、幸せに過ごすことができる社会の実現を目指すため、子育て・子育ての推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者・養育者、学校・保育施設等、事業者、民間支援団体及び県民の役割を明らかにし、子育て・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「こども・若者」とは、新生児期から青年期に至るまでの間にある者で、身の発達の過程にあるものをいい、子育て・子育てに関する施策の対象となるこども・若者の範囲は施策ごとに定めるものとする。

2 この条例において「子育て・子育てに関する施策」とは、こども基本法（令和四年法律第七十七号）第二条第二項に規定するこども施策その他の子育て・子育てを社会全体で支え、及び推進する施策をいう。

3 この条例において「保護者・養育者」とは、親権を行う者、未成年後見人、社会的養護を行う者その他こども・若者を現に養育する者をいう。

4 この条例において「学校・保育施設等」とは、学校（幼稚園を含む。）、保育所、認定こども園、社会的養護関係施設その他のこども・若者が学び育つ場所をいう。

5 この条例において「民間支援団体」とは、子育て・子育ての推進を行うことを主な目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 子育て・子育ての推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

一 全てのこども・若者について、個人として尊重され、その基本的人権が保障されること、人種、国籍、性別、障害の有無等による差別的取扱いを受けないこと、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなど、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、こども・若者が有する権利が保障されること。

二 全てのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重されるとともに、その最善の利益が優先して考慮される社会が構築されること。

三 保護者・養育者その他こども・若者を養育しようとする者が子育て・子育てに希望や喜びを感じるとともに、幸せに過ごすことができる環境が整備されること。

四 県、市町村、学校・保育施設等、事業者、民間支援団体及び県民がそれぞれの役割を認識し、子育て・子育ての推進に主体的に取り組むとともに、相互に連携協力して社会全体で子育て・子育てを支えていくこと。

（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、子育て・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に実施し、及びその充実を図るものとする。

2 県は、子育て・子育てに関する施策を実施するに当たっては、国及び市町村と相互に連携を図るとともに、保護者・養育者、学校・保育施設等、事業者、民間支援団体及び県民の協力を得るよう努め

るものとする。

(保護者・養育者の役割)

第五条 保護者・養育者は、基本理念にのっとり、こども・若者が心身ともに健やかに成長し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう努めるものとする。

(学校・保育施設等の役割)

第六条 学校・保育施設等は、基本理念にのっとり、こども・若者が安心して学び、安全に過ごすことができる場所となるよう努めるとともに、学校に在籍する児童又は生徒が学校生活を営む上で遵守すべき規律の策定その他の学校・保育施設等の運営又は活動にこども・若者が主体的に参画することができるよう努めるものとする。

2 学校・保育施設等は、保護者・養育者及び地域住民等と連携を図り、こども・若者が主体的に学び、考え、及び行動することを通して成長することができるよう、必要な支援に努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、子育て・子育てを推進するための取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活における子育て・子育ての充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備及び改善に努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第八条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、子育て・子育てに関する専門的な知識及び経験を活用し、子育て・子育てを推進するための取組を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第九条 県民は、基本理念にのっとり、こども・若者の健やかな成長に関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

(こども計画の策定)

第十条 県は、この条例の趣旨を尊重して、こども基本法第十条第一項に規定する都道府県こども計画(以下この条において「こども計画」という。)を定めるものとする。

2 県は、こども計画を定めるに当たっては、こども・若者を含めた県民の多様な意見を聴取するとともに、その意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、こども計画に基づく施策について、その実施状況の検証を行うとともに、その結果を議会に報告し、及び公表するものとする。

(体制整備等)

第十一条 県は、子育て・子育てに関する施策があらゆる分野に関係するものであり、総合的に推進することが重要であることに鑑み、関係部局が横断的かつ一体的に連携して子育て・子育てに関する施策を実施するための体制を整備するものとする。

2 県は、子育て・子育てに関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

3 県は、社会全体で子育て・子育てを推進するために、関係機関及び民間支援団体その他の関係者の相互の有機的な連携の確保に努めるとともに、その有機的な連携の確保に資するための体制の整備に努めるものとする。

4 県は、子育て・子育てを支える人材を育成し、及び確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(こども・若者等からの意見聴取及び意見反映)

第十二条 県は、子育て・子育てに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該施策の対象となるこども・若者、保護者・養育者その他の関係者の多様な意見を反映させるため、こども・若者等からの意見の聴取その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項に規定する意見の聴取その他の必要な措置を講ずるに当たっては、こども・若者が当該施策について理解を深められるよう、その年齢及び発達の程度に応じた分かりやすい情報の提供に努めるものとする。

3 県は、こども・若者の多様な意見を聴取するため、その意見表明を支援する人材の育成及び確保を行うとともに、発達に特性があり、又はその可能性があること、社会的養護を必要とし、又は現に受けていることその他の様々な事情により意見を表明する上での困難を有するこども・若者の意見を聴

取するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報提供等)

第十三条 県は、子育て・子育てに関する制度又は取組に関する情報の収集及び整理を行うとともに、情報通信技術の活用を通じて、こども・若者及び保護者・養育者その他当該情報を必要とする者に分かりやすく提供するよう努めるものとする。

(理解促進)

第十四条 県は、こども・若者の有する権利に関する県民等の関心及び理解を深めるため、この条例及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容に関する周知啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校の授業その他の教育活動において、こども・若者が自らの有する権利に関心を持ち、理解することができるよう啓発するとともに、いじめ、体罰等の権利侵害から自らを守り、困難を抱えるときに助けを求める方法として、埼玉県子どもの権利擁護委員会条例（平成十四年埼玉県条例第二十四号）第三条第一項に規定する埼玉県子どもの権利擁護委員会に対する相談又はその他の方法を学ぶことができるよう、学校・保育施設等及び民間支援団体等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、子育て・子育てにやさしい社会づくりに関する県民等の関心と理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(こども・若者の安全及び安心の確保)

第十五条 県は、人種、国籍、性別、障害の有無等にかかわらず、全てのこども・若者が主体的に学び、考え、及び行動することができるよう、こども・若者の安全及び安心を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、こども・若者を犯罪、事故、性暴力、虐待、貧困、いじめ、体罰、心身の健康又は発達に有害な労働その他の危害から守るために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、学校生活、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、不登校、ひきこもりその他の日常生活若しくは社会生活を送る上で困難な問題を抱えるこども・若者又はそのおそれのあるこども・若者を支援するため、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(こども・若者の居場所づくりの推進)

第十六条 県は、こども・若者が安全に、かつ、安心して過ごすことができ、自分らしくいられるとともに、遊び、活動し、休息し、又は信頼できる人間関係を築くことができる多様な居場所づくりを推進するものとする。

2 県は、前項に規定する居場所づくりを推進するに当たっては、その居場所づくりについて、こども・若者が意見を表明し、及び参画することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(こども・若者の心身の成長及び発達の環境整備)

第十七条 県は、誰もが安心して、こどもを生子、育てることができる環境の整備に資するため、こども・若者、保護者・養育者その他県民がこども・若者の心身の成長及び発達に関する適切な知識を持つことができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の環境を整備するに当たり、特に性に関する問題について、こども・若者がその年齢及び発達の程度に応じて、情報提供、助言その他の必要な支援を受けることができるよう体制を整備するものとする。

(こども・若者の主体的な学びの機会の確保)

第十八条 県は、全てのこども・若者が、その置かれている状況にかかわらず、教育を等しく受けることができるとともに、その興味又は関心に応じて主体的に学ぶことができる機会が確保されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、全ての幼児について、愛着が形成された上で、必要な体験及び遊びを通じた質の高い教育及び保育を受けられるよう、必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、全てのこども・若者が、その年齢及び発達の程度に応じて、自然体験、社会体験、職業体験及び文化芸術体験に参加することができる機会が等しく確保されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、全てのこども・若者が、その個性や本人の意思等に応じて多様な進路の選択を適切に行い、将来の自立した社会生活につなげられるよう、その能力を発揮することのできる環境の整備、キャリアコンサルティング、就業機会の確保の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保護者・養育者等に対する支援)

第十九条 県は、次に掲げる施策その他の妊娠、出産及び子育ての各段階に応じた支援を切れ目なく行うために必要な施策を講ずるものとする。

- 一 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療に係る体制の充実
- 二 保育における待機児童の解消及び病児保育、一時預かりその他の多様な保育の需要に対応するための環境整備
- 三 放課後児童健全育成事業における待機児童の解消
- 四 子育てに関する学びの機会の確保及び情報の提供

2 県は、次に掲げる施策その他の保護者・養育者その他こども・若者を養育しようとする者の職業生活及び家庭生活の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- 一 仕事と子育ての両立に資するための雇用環境の整備
- 二 家庭における家事及び子育ての協働の推進

3 県は、次に掲げる施策その他の子育て家庭がその地域において安心して過ごすことができるまちづくりの推進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- 一 安心してこども・若者を養育することができるための住環境の整備
- 二 保護者・養育者その他こども・若者を養育しようとする者が相互に交流し、子育てに関する不安を解消するとともに、その希望や喜びを共有することができる場の確保

4 県は、ひとり親家庭その他の特別な配慮を要する子育て家庭に対する必要な支援を行うものとする。

5 県は、子育てに係る経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第二十条 県は、子育てに関する施策を推進するため、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

原案可決

議第 31 号議案

## 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に基づく基本計画の早急な策定等を求める意見書

昨年6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されることを基本理念とし、施策は、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならないとしている。

また、基本理念に基づく国と地方自治体の役割を定めるとともに、第8条では、国に対して、国民の理解の増進に関する基本計画を策定し、情勢の変化や施策の効果を踏まえ、おおむね3年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは、基本計画を変更することを義務付けている。

法の施行から1年が経過したが、基本計画の策定に向けた動きは進捗が遅く、未だ、策定の時期も示されていない。

性的マイノリティに関しては、内閣府の報告において、社会経済的格差、偏見・差別、いじめ・暴力、メンタルヘルス・自傷行為等の当事者の困難経験等が指摘されている。本県の調査においても、「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」、「生きる価値がないと感じた」といった経験をもつ割合は

6割を超えるなど、命に関わる問題を抱えており、性的マイノリティの抱える生きづらさや社会的不利益を解消することは、直ちに対応すべき人権問題である。

本県では、令和4年7月に施行された埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例に基づき、昨年7月に基本計画を策定した。施策の体系や指標の目標値、推進体制等を定め、取組を総合的かつ計画的に推進しているが、この問題は国と地方公共団体が連携して実効性のある対策を共に実施していくことが重要であり、全ての人の人権が尊重される社会の実現のため、国の基本計画は一刻も早く策定される必要がある。

よって、国においては、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に基づく基本計画を早急に策定し、国民の理解増進に関する施策を強力に推進することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月16日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
共生社会担当大臣  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第32号議案

## 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

加齢性難聴は、加齢とともに有病率が高くなる老年病であり、高齢化の進展に伴い、更に増加するものと見込まれている。難聴は認知症の危険因子の一つとされており、コミュニケーション障害や社会活動の減少を来し、社会的に孤立する可能性も懸念されている。

難聴への対策としては、収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器や、骨導聴力を活用する骨導補聴器が用いられてきたが、近年、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨電動イヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の補聴器では十分な効果が得られない方や、装用そのものが難しい方への新たな選択肢として期待されており、音を出す穴がなく清潔に保ちやすいことや、音が明瞭に聞こえて音漏れが少ないといった特徴も注目されている。

難聴に悩む高齢者に対しては、地方自治体や医療機関等が早期に発見・介入し、適切な機器の活用を含めた支援を行うことが重要であり、急激な高齢化が進む中、聴覚補助機器等の普及を推進し、介護予防や生活の質の向上、社会参画の促進等を図ることは急務である。

よって、国においては、聴覚補助機器等の積極的な活用を推進するため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下で、自身に合った機器を積極的に活用できる体制を整備すること。
- 2 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、合理的配慮の一環として、行政の公的窓口等における聴覚補助機器等の設置を促進すること。
- 3 社会福祉協議会や福祉施設等と連携した情報提供や個別相談など、普及啓発活動を強力に推進し、聴覚補助機器等の更なる普及に向けた環境整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月16日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
共生社会担当大臣  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第33号議案

## 重度障害者の住まいの場の整備に係る財政支援の強化を求める意見書

障害者の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要がある。

今後、障害者の親の高齢化が見込まれ、親亡き後も住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における住まいの場の確保は喫緊の課題となっている。

このような中、特に、重度障害者が安心して生活することができるグループホームの整備を進めることは、入所施設や在宅に暮らす重度障害者の住まいの場の選択肢の一つとして、また、入所等から地域生活への移行や支援が必要な重度障害者の在宅からの入居を進めるうえで重要である。

一方、強度行動障害や重複障害といった支援の困難さ等個々の状態、親の高齢化により在宅支援が困難になる中で、家族の意向、地域資源の状況等を踏まえて、真に必要な入所施設を整備していくことも重要である。

併せて、既存のグループホームや入所施設は、老朽化によって入所者の安全・安心で衛生的な生活環境が維持できなくなっているところも数多くあり、大規模修繕への対応も急務である。

本県では、国庫補助金を活用して、重度障害者向けの施設の整備を優先的に進めてきたが、国で確保している予算額の制約のため、毎年1件程度にとどまっており、必要数を整備できない状況が続いている。

よって、国においては、重度障害者の住まいの場となるグループホームや真に必要な障害者入所施設の整備に係る地方自治体への財政支援を強化することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月16日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

## 保育の公定価格における不公正な地域格差の早急な解消を求める 意見書

待機児童を解消し、質の高い保育を提供していくため、保育士の確保は喫緊の課題となっているが、本県の保育士の有効求人倍率は今年 1 月時点で 4.03 倍と高い水準にあり、人材不足の状況は深刻化している。

保育士の確保と定着を進めるには処遇の改善が不可欠であり、給与の原資となる公定価格は、地域の実情が十分に反映されるべきものである。

公定価格の人件費には、国家公務員の地域手当に準拠した市区町村ごとの地域区分が設けられており、東京都特別区と隣接する県内市との間では、生活圏の一体性や経済活動の強い結びつきがあるにも関わらず、最大 14% の差が生じるなど地域の実情が十分に反映されていない。そのため、本県では、平均所得や公示価格など他の客観的な指標も考慮することを重ねて要望してきた。

令和 6 年の人事院勧告では、地域をまたぐ異動の円滑化等に資するため、地域手当は都道府県単位を基本とすることとされた。この見直しが公定価格に適用されれば、県内の市町村の約 3 分の 2 は引き下げられ、東京都特別区と隣接市の格差は最大 16% に拡大するとともに、東京都の市町との隣接市においても、格差の拡大や支給割合の逆転が生じる。本県の要望に反して、国の制度に起因した不合理な人材確保上の困難が一層増す事態となり、決して容認できるものではない。

隣接する市区町村の間で公定価格に大きな格差が生じ、しかもそれが拡大しようとしていることは、質の高い保育の提供の妨げとなり、全てのこどもが等しく幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を阻害するものにもつながりかねない。

よって、国においては、保育の公定価格を定めるに当たって、地域手当だけでなく他の客観的な指標も考慮することで地域の実情を十分に反映させ、不公正な市区町村間の格差を早急に解消することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 10 月 16 日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
こども政策担当大臣  
少子化対策担当大臣  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

## 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する 公費助成の継続を求める意見書

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員の処遇改善により、職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的としており、保育所等の職員に係る退職手当金の支給に要する額の 3 分の 2 は、公費によって補助されている。

平成 27 年 2 月の社会保障審議会福祉部会報告書では、多様な経営形態の参入など社会福祉事業が変容



する中で見直しを行う視点から、保育所の公費助成の在り方について平成29年度までに結論を得ることとされた。平成29年12月の同部会では、全国で待機児童を解消するための取組が行われている状況を踏まえ、令和2年度までに結論を得ることとされ、令和3年1月には、公費助成を一旦継続しつつ、他の経営主体とのイコールフティングの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得るとされた。

現在、国では、「こども・子育て支援加速化プラン」の取組として、保育人材の確保や資質の向上を図り、質の高い保育を安定的に提供できる体制の構築を進めており、本県においても、不足している保育士の処遇改善をはじめとする人材確保策の強化は喫緊の課題となっている。

こうした中、社会福祉法人が経営する保育所等において保育人材の確保や定着を進め、保育の質を向上させるためには、本制度の公費助成を継続する必要性は高く、公費助成の打ち切りは少子化対策推進の大きな支障となる。

よって、国においては、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成を継続することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月16日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
こども政策担当大臣  
少子化対策担当大臣  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第36号議案

## 健康増進法の既存特定飲食提供施設に係る経過措置の廃止等を求める意見書

令和2年4月に全面施行された改正健康増進法では、多数の者が利用する飲食店や事業所等は屋内禁煙を原則とし、基準を満たした専用室のみ喫煙可能としている。

一方で、既存の経営規模の小さな飲食店である既存特定飲食提供施設については、事業継続への影響に配慮し、経過措置として、全部又は一部の場所を喫煙可能室とすることができるとしており、この経過措置の終期は、受動喫煙の防止に関する国民の意識と対象施設における受動喫煙防止の取組の状況を勘案して別に法律で定めることとしている。

本県においては、望まない受動喫煙を生じさせることのない社会の実現のため、令和3年4月に施行した埼玉県受動喫煙防止条例において、既存特定飲食提供施設について、従業員を雇用していない場合、又は従業員の承諾を得た場合以外は、喫煙可能室とすることができないとしている。

既存特定飲食提供施設を対象とした改正健康増進法の経過措置は、4年が経過したが、専用室以外では喫煙できない同規模の新規施設との間で公平性の問題が生じている。

また、改正法では、施行後5年を経過した場合において、施行状況に検討を加え、その結果、必要があると認める場合、必要な措置を講ずるものとしており、経過措置に係る取り扱いについても、検討の時期が近づいている。

よって、国においては、望まない受動喫煙を生じさせることのない社会の実現のため、既存特定飲食提供施設における受動喫煙の防止が促進されるよう、施設の実態に即した必要な支援を講じつつ、経過

措置を早期に廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月16日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第37号議案

## 性犯罪・性暴力の撲滅に向けた取組の強化を求める意見書

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる重大な人権侵害で、その心身を傷つける極めて悪質な行為であり、断じて許されるものではない。

性犯罪・性暴力は、羞恥心や自責感等から顕在化しにくい傾向があるとされ、被害者が勇気を出して相談しても、周囲の無知や誤解、偏見等によって二次的被害を受ける恐れがある。また、加害者が顔見知りであることも多く、特にこどもは、性被害だと認識できない場合があることや、加害者との関係性などから被害が潜在化・深刻化しやすいことが指摘されている。

平成29年7月、刑法の改正により、強制性交等の対象となる行為の見直しや法定刑の引上げ等が行われた。昨年6月には、刑法及び刑事訴訟法の改正によって、不同意性交等罪や不同意わいせつ罪に係る成立要件の見直しや、いわゆる性交同意年齢の引上げ、公訴時効の見直し等が行われた。関係省庁では、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」に基づき、令和7年度までを集中強化期間として位置付け取組を進めている。

しかし、被害者の心身に長年にわたり重大な苦痛を与え続ける性犯罪・性暴力の悪質性や重大性に鑑みれば、その対策の更なる強化は急務である。

よって、国においては、性犯罪・性暴力の撲滅に向け、下記の措置を講ずるよう強く求める。

### 記

- 1 心身共に未熟である若年者は数十年経過してから相談することもあることから、性被害を申告することの困難さなど性被害の実態について必要な調査を行い、公訴時効期間の更なる延長など18歳未満の者への性犯罪に係る公訴時効の在り方について検討を行うこと。
- 2 性犯罪は事件が起こってから捜査が開始されるまでに時間がかかる場合もあるため、刑事手続に支障がないよう、警察や児童相談所等関係機関において関係書類等が保全される体制を確保すること。
- 3 捜査段階における二次的被害を防止するため、性被害に対応した専門部署の整備や希望する性別の警察官が対応できる体制の確保、担当する警察官の専門性の向上など警察の体制強化を進めること。
- 4 性犯罪の悪質性や重大性に鑑み、抑止力の強化を図るため、性犯罪の更なる厳罰化を検討すること。
- 5 こどもが性犯罪・性暴力の被害者にも加害者にもなることを防ぐため、身体や生殖の仕組みに加え、人間関係や人権、ジェンダー平等、暴力と安全確保、健康と幸福等に関する知識を包括的に学ぶことができる教育を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月16日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
文部科学大臣  
内閣官房長官  
国家公安委員会委員長  
こども政策担当大臣  
男女共同参画担当大臣  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第 38 号議案

## インターネット上の部落差別に係る情報への対策強化を求める意見書

部落差別は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分制度に由来する人権問題であり、断じて許されないものである。

近年では、インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、特定の個人や不特定者等を対象とする誹謗中傷等の差別表現が数多く投稿されている状況にある。

本県では、令和4年7月、埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例を施行した。部落差別のない社会を実現するため、インターネットによる情報提供を含めた差別行為の禁止等を定めており、教育や啓発、相談体制の充実等の施策を総合的に実施している。

国においては、SNSにおける誹謗中傷等による被害が深刻化していること等を受け、削除対応の迅速化や運用状況の透明化を大規模なSNS事業者等に義務付ける「情報流通プラットフォーム対処法」が本年5月に成立し、現在は、規定の整備など施行に向けた事務が進められている。

インターネット上の情報は即時かつ地域的に際限なく拡大し、誹謗中傷等の被害や悪影響は甚大化しやすい。特定の区域を同和地区であると指摘する記述や動画が数多く掲載されている現状に鑑みれば、インターネット上の差別の解消に向け、更なる対策を講ずることは急務となっている。

よって、国においては、インターネット上の部落差別に係る情報への対策強化に向け、下記の措置を講ずるよう強く求める。

### 記

- 1 法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件への対応について、相談体制の拡充や調査の迅速化を進めるなど、被害者を救済する体制を強化すること。
- 2 「情報流通プラットフォーム対処法」の施行に向けた事務を速やかに進めるとともに、インターネット上における、あらゆる部落差別に関する誹謗中傷等が速やかに削除されるよう実効性のある施策を検討すること。
- 3 部落差別を誘発する情報の投稿や拡散が抑止されるよう、インターネット上の情報に対する施策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月16日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣

様

原案可決

議第 39 号議案

### 議員派遣について

令和 6 年10月16日

次のとおり議員を派遣する。

議会図書室の運営等に関する調査

- 1 目的 図書館等の管理運営状況の調査
- 2 派遣場所 東京都
- 3 派遣時期 11 月
- 4 派遣議員 図書室委員会に所属する議員

原案可決

議第 40 号議案

### 議員派遣について

令和 6 年10月16日

次のとおり議員を派遣する。

第24回都道府県議会議員研究交流大会

- 1 目的 都道府県議会議員に共通する政策課題等についての情報及び意見の交換
- 2 派遣場所 東京都
- 3 派遣時期 11 月
- 4 派遣議員 10 人以内

原案可決

# 請願の審査結果

令和6年9月定例会請願審査結果一覧表

(単位 件)

委員会名	継続分	新規分	合計	審査結果									摘要	
				採択	趣旨採択	執行部への送付		不採択	継続審査	返戻	審議未了	合計		
						(要)	(否)							
議会運営 企画財政 総務県民生活 環境農林 福祉保健医療 産業労働企業 県土都市整備 文教 警察危機管理防災		1	1						1				1	
合計		1	1						1				1	

## 総務県民生活委員会（新規分）

議請番号	件名	請願者	審査結果
3	国に対し「パレスチナ自治区ガザへの即時恒久的停戦と人道支援を求める意見書」の提出を求める請願	個人 ほか 4,705 人	不採択

# 陳情受付状況

番号	受付年月日	件名	陳情者
8	6.6.26	対外的情報省の設立と横田基地等の見直しを求める意見書の提出に関する陳情	愛知県安城市百石町2丁目17の6 社会の歪を鋭く追及政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」 代表 加藤 克助
9	6.7.2	母（王乖彦）が中国で不当に逮捕されている件に関する陳情	個人
10	6.7.3	未認識の犯罪『集団ストーカー・テクノロジー犯罪』の周知啓蒙と誤解による2次被害3次被害の根絶。	個人
11	6.7.10	司法従事者及び司法組織の犯罪の陳情	個人
12	6.9.2	対外的情報省を設立し、食料危機に対応することを求める意見書の提出に関する陳情	愛知県安城市百石町2丁目17の6 社会の歪を鋭く追及政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」 代表 加藤 克助

13	6.9.12	埼玉県営住宅団地内の駐車施設、駐輪施設に介護サービス、医療を妨げる設備の設置の禁止及び除去並びに不適法な管理の廃止について	個人
14	6.9.12	埼玉県による県営住宅の共益費等の直接徴収を速やかにすること並びに県営住宅に係る自治会規約から人権侵害規定等の排除及びそのための埼玉県からの指導及び法的助言を行うことについて	個人
15	6.9.19	県民税（警察予算）の組織ぐるみで行われている不正経理に関する諸願	個人
16	6.9.24	埼玉県営住宅に係る自治会活動から奉仕義務や懲罰をなくし社会的弱者が安心して生活できる県営住宅団地となるよう県が自治会に法的な人権教育的助言・指導を行うこと及び現に人権被害健康被害が著しい世帯への他の公営住宅の速やかな住み替え援助を県が行うことについて	個人
17	6.9.24	クルド人問題について	個人

# 閉会中における特定事件一覧表

(令和6年9月定例会)

<p><b>(議会運営委員会)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 12月定例会会期予定について</li> <li>2 12月定例会の質疑質問について</li> <li>3 議会に関する条例、規則に関することについて</li> <li>4 特別委員会の設置及び変更に関することについて</li> <li>5 委員の選任及び所属変更に関することについて</li> <li>6 執行機関の附属機関等の委員の推薦について</li> <li>7 報道機関の取材に関することについて</li> <li>8 その他議会運営に関することについて</li> </ol>	<p><b>(環境農林委員会)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境保全対策の推進について</li> <li>2 廃棄物対策について</li> <li>3 自然の保護及び緑化対策について</li> <li>4 地球環境の保全の推進について</li> <li>5 農林水産業の振興について</li> <li>6 農林水産物の価格安定及び流通機構の整備について</li> <li>7 農林水産物の品質及び安全性の確保について</li> <li>8 農林災害対策について</li> <li>9 農村の生活環境の整備について</li> <li>10 農林水産業関係団体の指導について</li> <li>11 試験研究機関の整備について</li> </ol>	<p><b>(県土都市整備委員会)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路事業の推進について</li> <li>2 河川事業の推進について</li> <li>3 ダム及び砂防事業の推進について</li> <li>4 公共用地の取得及び管理について</li> <li>5 建設工事の管理について</li> <li>6 都市計画行政の推進について</li> <li>7 公園の整備及び管理について</li> <li>8 土地取引の適正化について</li> <li>9 建築行政の推進について</li> <li>10 住宅行政の推進について</li> <li>11 営繕事業の実施状況について</li> <li>12 さいたま新都心の整備について</li> <li>13 下水道の整備及び管理について</li> </ol>
<p><b>(企画財政委員会)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県行政の総合的企画及び調整について</li> <li>2 歳入の確保について</li> <li>3 行政改革の総合的な推進について</li> <li>4 行政組織及び定数管理について</li> <li>5 情報化の推進について</li> <li>6 地方分権の推進について</li> <li>7 市町村行財政の充実について</li> <li>8 地域の総合的な整備の推進について</li> <li>9 土地及び水政策の総合的な推進について</li> <li>10 交通政策の推進について</li> <li>11 公金の出納・保管状況について</li> </ol>	<p><b>(福祉保健医療委員会)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉施設の整備拡充について</li> <li>2 社会保障制度の充実について</li> <li>3 児童福祉の推進について</li> <li>4 高齢者福祉の推進について</li> <li>5 障害者福祉の推進について</li> <li>6 健康の保持・増進体制の充実について</li> <li>7 疾病の予防・治療対策の推進について</li> <li>8 地域医療体制の整備拡充について</li> <li>9 環境衛生・食品衛生の推進について</li> <li>10 医薬品などの安全対策の推進について</li> </ol>	<p><b>(文教委員会)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 義務教育の充実について</li> <li>2 高等学校教育の充実について</li> <li>3 特別支援教育の充実について</li> <li>4 生涯学習の推進について</li> <li>5 学校保健教育・体育の充実について</li> <li>6 文化の振興と文化財の保護について</li> <li>7 人権を尊重する教育の推進について</li> <li>8 国際理解教育の推進について</li> <li>9 情報教育の推進について</li> <li>10 環境教育の推進について</li> </ol>
<p><b>(総務県民生活委員会)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の待遇改善について</li> <li>2 情報公開制度の施行状況について</li> <li>3 政治倫理について</li> <li>4 私学の振興について</li> <li>5 県税に関することについて</li> <li>6 県有財産の管理状況について</li> <li>7 入札・契約制度について</li> <li>8 県営競技事業の施行状況について</li> <li>9 広聴広報について</li> <li>10 NPO活動及びコミュニティ活動の推進について</li> <li>11 人権施策の推進について</li> <li>12 男女共同参画の推進について</li> <li>13 県民文化の推進について</li> <li>14 国際交流の推進について</li> <li>15 青少年対策について</li> <li>16 スポーツの振興について</li> <li>17 消費生活の安定・向上について</li> <li>18 交通安全対策について</li> <li>19 防犯のまちづくりの推進について</li> </ol>	<p><b>(産業労働企業委員会)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働条件の向上及び労働福祉施策の充実について</li> <li>2 労使関係の安定確立対策について</li> <li>3 職業能力開発体制の整備拡充について</li> <li>4 雇用対策の推進について</li> <li>5 商工業の振興について</li> <li>6 中小企業金融対策について</li> <li>7 産地産業の振興について</li> <li>8 観光資源の利用促進について</li> <li>9 商工関係団体の指導について</li> <li>10 試験研究機関の整備について</li> <li>11 科学技術の振興について</li> <li>12 工業用水道事業の実施状況について</li> <li>13 水道用水供給事業の実施状況について</li> <li>14 地域整備事業の実施状況について</li> </ol>	<p><b>(警察危機管理防災委員会)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察行政の総合的企画及び調整について</li> <li>2 警察官定員の増加と待遇改善について</li> <li>3 警察施設の整備と管理運営について</li> <li>4 生活安全活動体制の充実について</li> <li>5 地域活動体制の充実について</li> <li>6 刑事警察の強化について</li> <li>7 交通安全施設の整備及び交通指導取締りについて</li> <li>8 消防及び防災の強化について</li> <li>9 危機管理の強化について</li> </ol>

# 閉会中の委員会活動

## 〔目 次〕

〔視 察〕	頁
常任委員会	
総務県民生活	48
産業労働企業	49
県土都市整備	51
文 教	52
警察危機管理防災	54
特別委員会	
人材育成・文化・スポーツ振興	55

## 〔視 察〕

### 総務県民生活委員会

- 1 調査日 令和6年9月3日（火）
- 2 調査先
  - (1) 関東国際高等学校（東京都渋谷区）
  - (2) 文京区青少年プラザ (b-lab)（東京都文京区）
- 3 調査の概要
  - (1) 関東国際高等学校  
（私学の振興について）  
〔調査目的〕
    - 本県の課題
      - 私立学校の教育の質を高め、建学の精神に基づく特色ある学校づくりを進めるための取組を継続的に支援する必要がある。
    - 視察先の概要と特色
      - 関東国際高等学校には定員120名の普通科と定員240名の外国語科がある。特に、令和5年度にイタリア語及びスペイン語、令和6年度にフランス語コースを外国語科に新設して合計10か国語を学べる環境を整えるなど、外国語教育に力を入れている。
      - 世界22の国と地域の学校と連携しており、これら提携校とのネットワークを生かした、特色ある学習機会を提供している。
- 〔調査内容〕
  - 聞き取り事項
    - 同校ではコース制を採用している。本県でも複数の高校がコース制を採用しているが、多くの学校が入学後にコースを選択するのに対して、同校では大学入試のように、生徒が入試の際にコースを選択し、当該コースに入学する。そのため、当該語学に対する生徒の学習意欲は非常に高い。

- 提携校の代表生徒が一同に集まり課題を話し合う世界教室国際フォーラム、提携校に約10か月間通い、言語の習得やグローバルな視野、柔軟な適応力を身に付ける長期交換留学、現地に約3週間滞在して言語と文化の学びを深める現地研修、海外大学への進学支援など、提携校とのネットワークを生かした特色ある外国語教育を提供している。
- 大学の一般入試で使用する外国語は限られているため、国際系の高校は進路対策が課題である。そのため同校では、独自の高大連携を進め、複数の有名私立大学から多くの推薦枠を得ており、指定校推薦や総合型選抜での進学率100%を目指している。

### ■ 質疑応答

- Q 入試の際にコースを選択させるとのことだが、卒業までに当該言語に対する学習意欲が低下する生徒もいるのではないか。どのような支援を実施しているのか。
- A 特に1年生の1学期は非常に重要な時期であり、生徒一人一人に合わせて、本当に少しずつ丁寧に授業を進めている。当該言語に対する元々の学習意欲は高いので、少人数で指導し1年間乗り切れば、その後生徒が中途退学することはない。本校は受験したコースに対して合否を出しているため、各コース間での転籍を認めていないが、学習意欲の低下による退学者はほとんどいない。
- Q 大学卒業後の就職状況等は把握しているのか。
- A 生徒自らの情報提供がない限り、大学卒業後の就職状況等まで把握できていない。今後は提携校とも連携して、一般社会の中で本校の卒業生がどのように活躍し、本校での学びをどのように生かしているのか等を把握し、教育環境の整備等につなげていきたいと考えている。
- (2) 文京区青少年プラザ (b-lab)  
（こどもの居場所づくりについて）  
〔調査目的〕
    - 本県の課題
      - 不登校や虐待の増加など、こどもを取り巻く課題が複雑化する中で、誰一人取り残されず夢や希望を持って健やかに成長できるよう、学校や家庭以外で安心して過ごせる居場所の整備が必要である。
    - 視察先の概要と特色
      - 文京区青少年プラザは、主に中学生や高校生の自立性や社会性を育むことを目的として整備された施設である。
      - 「中高生の秘密基地」をコンセプトに、談話



スペースや料理や工作ができる多目的スペース、バンド活動ができる音楽スタジオ、ダンスや演劇ができるホール等が整備されている。

- 平成27年4月の開設以来、公募型プロポーザル方式で選定された認定NPO法人カタリバが運営している。

#### [調査内容]

#### ■ 聞き取り事項

- 同施設では、中高生が安心・安全に自分らしく過ごせるような居場所づくり、新しい自分や興味関心、やりたいことを発見するきっかけづくり、発見したやりたいことを周囲と協力しながら実現する環境づくりの三つを中心に取り組んでいる。
- 居心地が良いと感じる空間を作るため、中高生のニーズに合わせた設備や玩具を整えている。また、様々な興味関心を広げるきっかけを作るため、音楽やダンス、スポーツ、ものづくりなど、様々な分野のイベントを年間200件以上実施している。
- さらに、やりたいことを見つけた中高生による自主イベントの企画・運営をサポートしている。周囲と協力しながらイベントの企画・運営に挑戦することで、自己肯定感が高まるだけでなく、協働することの楽しさや自分のやりたいことを工夫しながら実現する力を育むことにつながっている。
- 施設の運営には、大学生ボランティアにも協力してもらっている。年齢が近い彼らは、中高生にとってより身近な存在であり、学校の先生や友達には話しづらいことを相談したり、進路選択などについてアドバイスを受けていたりしている。このような大学生への相談事例は増加傾向にあり、職員と中高生とをつなぐ存在として、大学生は大きな役割を果たしている。

#### ■ 質疑応答

- Q 音楽室などの設備面だけでなく、漫画やテレビゲーム等の玩具も充実しているが、購入資金は誰が負担しているのか。  
A 予算の範囲内で、文京区が全額負担している。中高生から購入希望があった際は、本人の思いを酌み取りつつ、利用者全員にとって必要なものなのか、確認しながら購入するようにしている。
- Q 施設を卒業したOBやOGとの連携はどうか。  
A 当施設で友達や居場所の作り方を学んだあと、卒業後は自らの力で実現してほしいというのが当施設の願いである。そのため卒業後1年間は、施設内での活動はできないという方針を定めている。



文京区青少年プラザ (b-lab) にて

## 産業労働企業委員会

- 1 調査日 令和6年9月5日(木)
- 2 調査先
  - (1) 埼玉県産業技術総合センター(川口市)
  - (2) 草加柿木フーズサイト(プロロジスパーク草加)(草加市)
- 3 調査の概要

- (1) 埼玉県産業技術総合センター  
(中小企業の技術開発等の支援について)

#### [調査目的]

#### ■ 本県の課題

- 県経済が将来にわたり成長・発展を続けていくためには、変化に向き合う中小企業・小規模事業者を支援することで、産業を振興し「稼げる力」を高めていくことが必要である。

#### ■ 視察先の概要と特色

- 埼玉県産業技術総合センターは、県内産業の技術力を強化し、その振興・発展を図るため、「技術支援」、「研究開発支援」、「事業化支援」の三つの基本支援を業務の柱として埼玉県が設置する公設試験研究機関である。
- 中小企業への技術相談・技術指導、依頼試験の実施、試験研究機器の開放のほか、AI・IoTを活用したものづくり基盤の構築等を支援している(技術支援)。
- 社会的ニーズに応じた研究開発、企業からの受託研究や共同研究を実施するほか、研究成果の発表や技術相談・指導等を通じて研究成果の技術移転を行っている(研究開発支援)。
- 新たなビジネス展開を目指す中小企業の新製品開発を総合的に支援するほか、各企業の技術的課題解決のため外部専門家の派遣等も実施している(事業化支援)。

#### [調査内容]

#### ■ 聞き取り事項

- 同施設では、企業活動で生じる課題に対し、場面に応じた支援を行い、企業の問題解決へ

導いている。企業からの技術相談件数は年約17,000件に上る。

- 支援の要である「技術支援」では、企業からの依頼試験を年約18,000件実施している。また、同施設が保有する約170機器は企業に対し開放されており、年約47,000時間利用されている。
- 「事業化支援」では、県産業振興公社と連携し、食のサーキュラーエコノミーを進めるため、県内中小食品製造業者等が廃棄食材を活用し、「川越紅赤芋みつ」の製品化を行った事例がある。
- 同施設内のIoT活用事例動画は、安価なシステムを利用することで中小企業でも導入がしやすい事例を紹介しており、企業がIoT化を進める契機にもなっている。

#### ■ 質疑応答

Q AI・IoT導入支援の取組の中で、技術や知識を最新のものに更新していくために、どのように技術者や研究者の育成を行っているのか。

A 支援分野に応じた人材育成プログラムを構築しているほか、関東近都県の公設試験研究機関と相互の実地調査や情報交換を実施している。

Q 本所と北部研究所で支援分野を分けているが、北部で支援する食品開発関係の相談は実際に現地まで行く必要があるのか。

A 相談については、電話やオンラインを活用して本所でも実施している。ただし、具体的に機械を利用したい場合は、北部研究所までお越しいただく必要がある。

Q 埼玉県内に本社がある企業のみを支援しているのか。

A 関東近都県の公設試問の連携に基づき、企業のニーズに応じた適切な公設試験研究機関を案内していることから、県内企業に限定せず県外企業も支援している。割合としては、県内企業の利用件数が約7割弱である。

#### (2) 草加柿木フーズサイト(プロロジスパーク草加) (産業団地の整備・運営について)

##### [調査目的]

#### ■ 本県の課題

- 県内産業の振興や地域の均衡ある発展を図るため、地域に貢献できる産業団地を整備することが必要である。

#### ■ 視察先の概要と特色

- 草加柿木フーズサイトは、事前エントリー方式により進出企業を造成工事前に募ることで、企業の希望に合わせた区画整備を行うエントリー&オーダーメイド方式を採用した県内第1号の産業団地である。
- プロロジスパーク草加は、同団地の総面積の

うち約4割を占める物流施設である。同団地のコンセプトに合わせた食品関連企業の入居を想定した施設仕様としている。

- 同施設は、草加市と災害時における施設の提供協力に関する協定を締結するなど、事業以外の側面でも地域に貢献している。

##### [調査内容]

#### ■ 聞き取り事項

##### 埼玉県企業局

- 県が施工する産業団地の整備は、市町村との共同事業として実施している。県では、事前調査や用地の取得、造成の設計・施工等を行っている。
- エントリー&オーダーメイド方式の採用は、都道府県では初めての取組である。県営柿木浄水場からの配水管を整備しているため工業用水の使用が可能なこと及び食品関連企業が集積していることも大きな特徴である。

##### 株式会社プロロジス

- 災害協定によって、一時避難先としての屋上駐車場の提供や、緊急車両等の避難場所の提供のほか、避難住民が施設共用部を利用できるようになっている。同施設を含め、全国19施設で地域特性に合わせた防災協定を締結している。
- 同施設では、再生可能エネルギーの創出や省エネにも尽力している。大規模な太陽光発電設備を設けるほか、通常のLED照明からの更なる省エネを目指し、一括制御可能なセンサー付きLEDをメーカーと共同開発し、倉庫内に導入している。

#### ■ 質疑応答

##### 埼玉県企業局

Q エントリー&オーダーメイド方式の採用に当たり、苦労した点や工夫した点はあるか。

A 各企業に対し、面積や形状、道路からの入口の配置などの希望を確認するため、調整に時間がかかった。途中で辞退する企業が出るとその調整が白紙に戻る点も苦労した点である。

Q 現在、エントリー&オーダーメイド方式をどのように評価しているか。今後も継続していく予定か。

A 開始から7年が経過し、社会情勢も変化している。本方式を採用した8団地に対し、アンケート等を実施し、率直な意見を伺った上で検討していきたい。

##### 株式会社プロロジス

Q 隣接する他の自治体とも災害協定を締結する考えはないか。

A 施設キャパシティの問題もあるため、まずは、地元の草加市との協定をしっかりと遂行す

ることが重要であると考えている。

Q 東埼玉道路（自動車専用部）の整備により物流施設としての優位性が高まると考えるがいか  
がが。

A 道路インフラと物流施設は密接な関係がある。  
今後の自動運転等の社会実装に関連し、自動車  
専用道路との近接性は重要になると考えている。



草加柿木フーズサイトにて

## 県土都市整備委員会

1 調査日 令和6年9月5日（木）

2 調査先

- (1) 国土交通省荒川上流河川事務所・早俣地区、赤尾地区（東松山市、坂戸市）
- (2) 新河岸水再生センター（東京都板橋区）

3 調査の概要

- (1) 国土交通省荒川上流河川事務所・早俣地区、赤尾地区  
（治水事業の推進について）

[調査目的]

### ■ 本県の課題

○ 近年、整備水準を超える規模の降雨による被害が毎年のように発生しており、未だ浸水被害は解消されていないため、緊急的かつ重点的な整備が必要である。

### ■ 視察先の概要と特色

○ 国土交通省荒川上流河川事務所では、令和元年東日本台風において甚大な被害が発生した、荒川水系入間川流域における「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」を実施している。

○ 同プロジェクトでは、国・県・市町等地域が連携し、多重防御治水の推進、減災に向けた更なる取組の推進の二つを柱として取り組んでいくことで、「社会経済被害の最小化」を目指している。

○ 多重防御治水は、①河道の流下能力向上による、あふれさせない対策、②遊水・貯留機能の確保・向上による、計画的に流域にためる対策、③土地利用・住まい方の工夫による、家屋浸水

を発生させない対策を三位一体の対策として実施している。

[調査内容]

### ■ 聞き取り事項

○ 河道掘削は上下流バランスを踏まえ、下流の入間川区間から順次実施している。令和6年8月末時点で入間川区間は完了しており、越辺川・都幾川はそれぞれ約50%となっている。河道掘削・堤防整備は令和7年度末完了予定となっている。

○ 減災に向けた更なる取組としては、越水センサー、危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラを新たに設置し、よりきめ細かな監視ができるようにしている。水位計や監視カメラについては、国土交通省の「川の防災情報」というホームページから一般の方も閲覧が可能となっている。

○ 先日発生した令和6年台風第10号において、過去、同程度の雨量で避難判断水位を超過していた都幾川流域の野本水位観測所で、入間川流域緊急治水対策プロジェクトでの河道掘削等により水位が約1.1メートル低下し、深夜時間帯での高齢者等避難の発令を回避することができた。

### ■ 質疑応答

Q 小畔川は、令和6年台風第10号でも氾濫危険水位を超過したとのことだが、今回の緊急治水対策プロジェクトにより危険性は低下するのか。

A 小畔川は、本プロジェクトの整備対象外ではあるものの、合流する越辺川や入間川の整備により効果が出たのではないかと考えている。令和6年台風第10号におけるプロジェクトの効果は現在精査中であるが、整理ができれば対外的にも示したいと考えている。

Q 今回の緊急治水対策プロジェクトでは、対策実施による下流域への影響はどのように考えているのか。流域全体の被害を想定して取り組んでいるのか。

A 現在、下流の荒川では、荒川第二・第三調節池を整備している。本プロジェクトにおいては、上下流バランスを踏まえて、下流にも安全に流せることを確認した上で対策を進めている。

(2) 新河岸水再生センター

（下水道事業の推進について）

[調査目的]

### ■ 本県の課題

○ 下水道は、汚れた水をきれいに処理し、快適な生活環境を確保するとともに、台風などによる雨を速やかに排除し、浸水から人々の生命や財産などを守る重要な施設であり、安定・継続した運営が求められている。

## ■ 視察先の概要と特色

- 新河岸水再生センターでは、汚泥焼却で発生する廃熱により発電し、焼却炉で使用する電力を自給できるエネルギー自立型焼却炉により、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の削減に大きく寄与している。
- 同センターでは、2020年4月から、電力及び燃料使用量を実質ゼロとする「エネルギー自立型焼却炉」を、東京都で初めて稼働している。
- 2023年からは、更に発電効率を高める「エネルギー供給型（カーボンマイナス）焼却炉」について民間事業者と共同研究を行い、研究開発目標を全て達成し実用化事業として評価している。

### [調査内容]

## ■ 聞き取り事項

- 水再生センターは23区で13か所あり、新河岸水再生センターは3番目に大きな処理能力を有している。敷地面積は東京ドーム約4個分、処理能力は67万立方メートルを有しており、1日平均40~50万トンの下水処理を行っている。
- エネルギー自立型焼却炉は、高性能の汚泥脱水機により、通常よりも水分量の低い脱水ケーキが生産でき、水分を蒸発させるために必要な熱が少なく済むため、温度を維持するための補助燃料が必要ない。また、水分量が低いため、高温を維持しやすく、高温で焼却すると排出量が低下する一酸化二窒素の排出も削減できる。
- エネルギー自立型焼却炉の運転を開始した結果、温室効果ガスについては、従来の9割近い削減効果があったことがデータで示され、当初目標の削減率80%を達成することができた。

## ■ 質疑応答

- Q エネルギー自立型焼却炉やエネルギー供給型焼却炉の今後の波及・導入予定についてどのように整理されているか。
- A エネルギー自立型焼却炉については南部スラッジプラントという森ヶ崎水再生センターに付随している汚泥処理施設での導入工事が進められている。エネルギー供給型焼却炉も順次整備していく計画である。
- Q エネルギー自立型焼却炉について、2年前から稼働しており、温室効果ガスの排出量も80%の削減を達成したということであったが、電力、エネルギーについて、金額ベースではどの程度削減できたのか。
- A 額としては管理していないが、エネルギー自立型焼却炉の発電能力は980キロワットであるため、コスト削減効果もある。しかし、新河岸水再生センターでは使用する電力が非常に大きい（契約電力約14,000キロワット）ことからコス

ト面での寄与度は大きくない。今後も目標であるエネルギー使用量や温室効果ガス排出量の削減をしっかりと取り組んでいきたいと考えている。



新河岸水再生センターにて

## 文教委員会

1 調査日 令和6年8月29日（木）

2 調査先

- (1) 埼玉県立飯能高等学校（飯能市）
- (2) 十文字学園女子大学（新座市）

3 調査の概要

- (1) 埼玉県立飯能高等学校  
（魅力ある県立高校づくりについて）

### [調査目的]

## ■ 本県の課題

- 少子高齢化や生産年齢人口の減少などにより、社会や経済における活力の低下が懸念される中で、県立学校にはそれぞれの学校が活性化・特色化を図り、将来をたくましく生き抜く力を持った生徒を育成することが求められている。

## ■ 視察先の概要と特色

- 単位制を導入し、生徒の興味・関心、能力・適性、進路希望に応じた多様な選択科目を設置している。
- 先行き不透明な時代を力強く生きるために必要な課題解決能力を養成する「総合的な探究の時間」をはじめ、地域の実態等に応じた特色ある教育課程の編成に資する学校設定科目である「地域創造学」など主体的・対話的で深い学びを実践している。
- 「ICT室」、「ALC（アクティブラーニング室）」、「ラーニングコモンズ（自習室）」が新設され、幅広い教育活動を支える施設が充実している。

### [調査内容]

## ■ 聞き取り事項

- 進学を重視した単位制を採用しており、週31単位の授業構成で、2年次から多様な選択科目を用意し、生徒は進路希望に応じた科目選択を

行うことができる。また、難関大学進学を目指し、一般選抜で合格できる力を育成するための特進クラスの設置や生徒・保護者への進路情報のきめ細やかな提供等を実施している。

- 地元の市役所、商工会議所や企業等に支援されながら探究活動を実施しており、地域や社会に目を向けることで生徒の視野が広がるきっかけとなっている。活動を通じて身に付けた表現力は大学受験や就職支援の面接等でも生かされている。
- ラーニングコモンズは、あえてカフェのようなしつらえとしており、非日常空間による生徒の居場所としての機能も兼ねている。また、県の学習サポーター制度を活用し、大学生が自習室に常駐して学習支援等を行っており、生徒から好評である。



埼玉県立飯能高等学校にて

#### ■ 質疑応答

- Q 総合的な探究の時間について、全生徒が対象なのか。また、グループ活動が前提なのか。
- A 全ての学年で実施しており、特進クラスでも他のクラス同様実施している。グループ活動は全体の一部である。活動全体の流れとして、まず、地域・社会の様々な課題をどのように捉えるかという個々の活動があり、その後、自分の考えを表現・発表し、意見を交わすグループ活動をしている。そしてグループでまとめた内容を全体で発表するサイクルである。その中で、生徒の自己表現力を育むためにグループ活動を重視している。
- Q 入試について、統廃合により、二つの高校が一つになった場合、単純に考えると倍率は上がるのではないかと考えるが、実際の数字を見るとそうっていない。この現状についてどのような分析をされているのか。
- A 新しい飯能高校が掲げる進学を重視するという方針に対して、飯能高校が変わってしまうのではないかと不安をもった中学生やその保護者に説明が足りなかったり、部活動を頑張りたい

と考えている中学生が敬遠してしまったのではないかと分析している。今後の入試の状況を分析して対応を考えていきたい。

#### (2) 十文字学園女子大学

(不登校児童生徒への支援について)

[調査目的]

#### ■ 本県の課題

- 本県の不登校児童生徒の約4割が学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない状況であり、不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の整備など、支援の充実を図る必要がある。

#### ■ 視察先の概要と特色

- 学校に行きづらさを感じている児童生徒のため新座市教育支援ルーム「とことこぷらすのへや」を令和5年9月より大学内に開設し、毎週金曜日に児童生徒の学習や体験活動の居場所づくりを行うとともに、関わる大学生の実践的な学びの場ともしている。
- 大学という開放的な環境を生かし、大学生ボランティア等と一緒に、児童生徒の「自分らしさ」を大事に個に応じた支援を重点的に行っている。学習や体験活動を通して、一人一人が学びや人との交流の楽しさを感じながら、安心できる居場所を作っている。
- 新座市教育委員会との連携により、市教育支援センターとしても位置付けられており、新座市在住の児童生徒は学校への出席扱いとなる。また、保護者や兄弟姉妹も一緒に参加することができる。

[調査内容]

#### ■ 聞き取り事項

- 施設の特徴として、大学の中にあるため防犯上、安心・安全であり、空いている教室やグラウンドなどを自由に使用でき、学内に駐車場・駐輪場があるため送迎も可能である。また、スタッフとして養護教諭資格を取っている学生が多く参加している。
- 活動の時間割は設けているが、だいたいの目安であり、全員に一斉の指示は出しておらず、スタッフである学生が一人一人に声掛けをしながら柔軟に対応している。
- 認知トレーニングであるコグトレを導入し、認知機能強化及び認知作業のトレーニングで、不器用さの改善や基礎学力の土台作りを行っている。
- 事業効果として、母子分離が難しかった児童が親が離れても大丈夫になったり、泣いてもすぐ立ち直るといったレジリエンスが向上するなどの変化が見られている。一方で、スタッフと

して活動する学生の居場所としての意義もあり、専門的な学びにおける実習としての位置付けにもなっている。

#### ■ 質疑応答

Q コグトレが活動の本質だと感じたが、プログラムの肝と考えてよいか。

A 発達に課題がある児童生徒には、単に居場所を作って遊んだりするのではなく、得意なことは伸ばしつつ、課題がある部分が少しでも環境に適用できるような工夫をするために、認知トレーニングであるコグトレは有効と考えている。よって活動の中心となっている。体の使い方が不器用な子は、コグトレで体を使う練習にもなる。

Q 子供たち自身は実際どう感じて来ているのか。不登校解消を期待しているのか。

A 子供たちは学校に行けることがゴールではないと考えているので、そのような認識はしていない。来ることについて強制はしておらず、時間についても指定していないため、強制されたり習い事のような感じではなく、子供たちの様子や保護者からのフィードバックからも来たいから来ていると分析している。

## 警察危機管理防災委員会

1 調査日 令和6年9月6日(金)

2 調査先

- (1) 千葉県消防学校(千葉県市原市)
- (2) 市原青年矯正センター(千葉県市原市)

3 調査の概要

(1) 千葉県消防学校

(消防学校の再整備と教育訓練の更なる充実について)

[調査目的]

#### ■ 本県の課題

○ 埼玉県消防学校は供用開始40年以上経過し、老朽化や設備面で様々な課題がある。女性職員の採用増加により女性寮室を含む寮の不足が見込まれる。

#### ■ 視察先の概要と特色

- 千葉県消防学校は、既存の消防学校が老朽化したことに伴い、訓練機能の充実、災害対応力の強化などを目的に、平成31年に防災研修センター機能を備えた新施設として整備された。
- 倒壊建物からの救助訓練を行う施設、地下店舗やトンネル等での救助訓練を行う地下街・トンネル訓練施設のほか、傾斜地・マンホール等市街地特有の各種災害を想定した訓練ができる市街地救助訓練塔など、広大な敷地に多様な状

況をシミュレーション可能な最新の訓練施設を備えている。

[調査内容]

#### ■ 聞き取り事項

○ 従前の消防学校では、訓練場が砂地であったため、雨天時は地面がぬかるんでしまい訓練が実施できないことも多々あった。整備後の消防学校は、訓練場の地面がコンクリートとなっており、雷雨等の荒天でない限り訓練が可能となった。

○ 宿泊棟は240人が収容可能で、1人ずつパーティションで区切られた個別空間を持つ6人部屋になっている。また、男女で出入口を分け、宿泊棟内もセキュリティドアで男女のフロアを仕切っており、女性職員へのプライバシーにも配慮した設計となっている。

○ 4階建ての防災備蓄倉庫が併設されており、昇降機やシューターで迅速な物資の搬出・搬入が可能となっている。

○ 地域防災力向上のため、県民や行政職員のほか、企業の自衛防災組織や地域の自主防災組織等を対象に、訓練施設を活用した実践的な訓練や講義、図上演習など様々な防災研修を行っている。

#### ■ 質疑応答

Q 同施設は、訓練施設が充実して、バリエーションに富んだ訓練ができると思う。教育プログラムは従前とどのように変わったのか。

A 新たに消防職員専科教育で警防科(11日間)、特別教育では水難救助科(8日間)・高度救助科(10日間)・気管挿管認定救命士再教育(3日間)・薬剤投与認定救命士再教育(2日間)・一般救命士再教育(8日間)・救急隊長再教育(5日間)課程を加え実施している。さらに企業の自衛防災組織等に対する教育も年間7回実施している。

Q 同施設の課題は何かあるのか。

A 敷地が広くなり訓練施設も充実した一方で、資機材を保管する場所が不足している。



千葉県消防学校にて

Q 女子学生、女性教官は何名いるのか。

A 女子学生は10月の後期から24名入る予定である。教官については、今年度は2名で、来年度は3名となる予定である。女子学生の採用が増えることへの対応や、半年間宿泊する中で、体調管理など様々な悩みを抱える学生をサポートできる体制とする。

## (2) 市原青年矯正センター

(知的・発達障害等のある受刑者への社会復帰支援と再犯防止について)

[調査目的]

### ■ 本県の課題

○ 県内の刑法犯認知件数は平成17年以降一貫して減少してきたが、令和4年から2年連続で増加しており、令和5年は、乗り物盗や特殊詐欺を中心に前年比で増加している。検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は5割前後となっている。

### ■ 視察先の概要と特色

- 市原青年矯正センターは、令和5年に新設され、全国で初めて知的障害・発達障害などがある若年受刑者を収容対象とした少年刑務所である。
- 同施設が収容するのは、入所時おおむね26歳未満で知的障害や発達障害、情緒障害を持ち、又はそれに準ずる者で犯罪傾向の進んでいない男子受刑者である。
- 一般的な刑務所では受刑者が生活する個室は施錠される「閉鎖寮」が多いが、同施設は自由に寮内を行き来できるよう、個室が施錠されていない「半開放寮」を採用している。

[調査内容]

### ■ 聞き取り事項

- 同施設の特徴の一つは、一人一人の受刑者に対して、複数の視点から障害特性等に配慮したサポートを行う点である。職員には、刑務官のほか教育専門官、福祉専門官、作業専門官、調査専門官、就労支援専門官、医師、看護師がおり、受刑者の特性に応じた指導を中心とした処遇を実施している。また、職員は他の刑事施設と異なり、名札を着用しており、受刑者との1対1の密な関係構築を図っている。
- センターの受刑者が犯罪に至る背景として、日常生活で直面する困難な状況に起因するケースが目立つため、同施設では基本的に午前中刑務作業を行い、午後に教育プログラムを実施してその割合を1対1とし、他施設に比べて教育的処遇を充実させている。
- 刑務所でよくイメージされる、職員の号令は行わず、自室に時計が置かれ、時間管理は受刑

者が一人一人行う。また、通常の刑事施設では指定された一部の受刑者が担当している洗濯・掃除・配食についても、同施設では受刑者全員が交代で全てを行う。こうした取組を通じて社会人としての自立的な生活能力を養成している。

### ■ 質疑応答

Q 受刑者はどのような流れで同施設に収容されるのか。

A 川越少年刑務所の調査センターにおいて、発達障害や知的障害等を有するか、それに準ずる者で、特に手厚い処遇が必要と判断された受刑者が同施設に収容される。

Q 受刑者の各部屋には鍵がないが、受刑者同士の各部屋の行き来は可能なのか。

A 各部屋の行き来は禁止している。施設内には集会等で使う共用スペースがあり、そこで余暇時間に交流できるようにしている。

Q 障害の程度も一人一人異なると思うが、受刑者同士のトラブルはないか。

A 些細な口喧嘩などはあるが、皆実直にカリキュラムに取り組んでおり、大きなトラブルはない。

Q 農作業、ビルハウスクリーニング、パソコン、書道、ビジネスマナーなど多岐にわたる作業や訓練を実施しているが、誰が指導しているのか。

A 職業訓練の内容によっては企業の職員を講師として招くこともあるが、作業や改善指導について、基本的には当センター職員が資格を取得して指導している。

## 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会

1 調査日 令和6年7月17日(水)

2 調査先

株式会社 e P A R A (オンライン調査)

3 調査の概要

(障害者 e スポーツの普及について)

[調査目的]

### ■ 本県の課題

○ 人生をより豊かにするスポーツを、障害者をはじめ、誰もが様々な形で楽しむことができる機会を増やすため、多彩なスポーツ大会やイベント、環境を整える必要がある。

### ■ 視察先の概要と特色

○ 株式会社 e P A R A は、障害者の活躍支援、就労支援を目的として設立され、年齢・性別・時間・場所・障害の有無を問わず参加できる e スポーツを「バリアフリー e スポーツ」と評し、様々なイベントや企画の運営・支援を行う事業を展開している。

○ また、民間企業や地方自治体などと連携し、障



害者が自分らしく輝くことができる社会を目指した実証実験や取組を実施している。それらの取組は、J R 東日本が主催するピッチコンテストで大賞を受賞するほか、トヨタ・モビリティ基金のアイデアコンテストでファイナリストに採択されるなど、多くの評価を受け、注目を集めている。

- 令和3年には、クラウドファンディングを活用し、バリアフリー対応かつeスポーツイベントに対応できる配信環境が整った、誰もが気軽に利用できるeスポーツ施設「Any%CAFE（エニパーセントカフェ）」を整備した。

**[調査内容]**

**■ 聞き取り事項**

- eスポーツを起点に、夢や希望を持つ障害当事者が躍動する共生社会、障害の有無に関わらず誰しもうかが輝ける社会の実現を目指し、環境づくりに取り組んでいる。
- 「バリアフリーeスポーツスクール」の取組では、障害当事者が講師となる点が大きな特徴であり、参加者にeスポーツを教え、体験してもらうプログラムである。各地でイベントも開催しており、健常者をはじめ多様な方との交流が生まれている。埼玉県でも、埼保己一学園に伺い交流を深めた。
- 日本に1,160万人いる障害者のうち、就労しているのは64万人である。障害者雇用の推進が求められる中、障害当事者と雇用主とのマッチングを図る逆求人型就活イベント「ePARRA就活フェス」を開催した。障害当事者がプレゼンターとなり、ゲーム活動を就労へのPRにつなげる「逆求人」のスタイルが特徴である。

**■ 質疑応答**

- Q 行政との連携が非常に重要だと考えるが、行政に期待することは何か。
- A イベントの開催はスポンサー収入に頼らざるを得ない現状がある。活動費のサポートや地元企業との連携が更に進むと、活動の幅が広がり、活躍できる方が増えていく。
- Q 行政と取り組んだ事例はあるのか。
- A 岩手県八幡平市では、企業版ふるさと納税を活用し、車椅子や全盲の方などと交流ができる、東北地方最大級のeスポーツイベントを実施した。また、埼玉県美里町では、官民連携プログラムを活用し、高齢者向けイベントの開催を予定している。今後も行政との連携を増やし、地方創生にeスポーツを活用していきたい。
- Q 今後の方向性や展望をどのように考えているのか。
- A 言語、障害の壁を越えて活動を広げている強みがあるeスポーツを、コミュニケーションのハブ

として活用し、埼玉県、また世界の様々な方との交流が広がるよう事業を推進していきたい。

**議 会 日 誌**

**(本会議・委員会等)**

月 日	件 名
7月17日	委員会視察 (人材育成・文化・スポーツ振興)
8月29日	委員会視察 (文 教)
9月3日	委員会視察 (総務県民生活)
5日	委員会視察 (産業労働企業) 委員会視察 (県土都市整備)
6日	委員会視察 (警察危機管理防災)
18日	各会派代表者会議 議会運営委員会
25日～ 10月16日	9 月 定 例 会

**(その他)**

月 日	場 所	件 名
7月16日	東京都	全国都道府県議会議長会委員会
7月16日	東京都	全国都道府県議会議長会役員会
7月23日	東京都	地すべりがけ崩れ対策都道府県議会協議会総会
7月24日	東京都	全国都道府県議会議長会定例総会
7月24日	東京都	地方創生懇談会
8月21日 ～22日	群馬県	関東甲信越1都9県議会議長会会議



## 請願は私たちの 権利です

請願は、国や県や市町村に私たちの声を反映させるための制度で、憲法上全ての人に保障されている権利です。

県議会議員の紹介があれば、県議会に請願をすることができます。議会開会日までに提出されたものは、その議会で審議し、その後に提出されたものは、次の議会で扱います。

紹介をお願いしようとする議員には、お早めに御相談ください。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課へ  
(直通 048-830-6238)

## 本会議を 傍聴しませんか

本会議は、いつでも、誰でも傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、議事堂4階の傍聴者受付で傍聴券を受け取り、入場してください。

傍聴席は現在216席あり、うち31席は車椅子の方も傍聴いただけるよう移動式となっています。

また、一般の傍聴席とは別室で、お子さま（乳幼児および児童に限る）と一緒に気兼ねなく傍聴できる親子傍聴室を設置しています。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課  
(直通 048-830-6238)

又は埼玉県議会ホームページ「傍聴のご案内」へ



## 県議会ホームページ

定例会概要や会議録検索、議員名簿など、県議会の情報を掲載しています。また、本会議の様子を配信するほか、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会の会議録の概要も公開しています。

各種検索サイトから

## 埼玉県議会公式X

埼玉県議会では、皆さまに最新の県議会情報をお届けするため、公式Xアカウントを開設しています。定例会の会期予定や中継予定など、県議会の最新情報をお届けしています。また、議事堂を彩る生け花を映像で紹介し

ます。

ぜひフォローをお願いいたします。

\*ユーザー名：@saitamakengikai



## 埼玉県議会だより

主な  
内容

- 一般質問の主な質疑質問と答弁
- 委員会レポート
- 意見書、決議
- 県議会からのお知らせ など

\*埼玉県内にお住まいの方には、新聞折り込みによりお配りいたします。県議会ホームページでもご覧になれます。(点字版やデジジー版もあります。)

### 〈表紙写真〉

「第19回埼玉県議会フォトコンテスト」 入選作品

タイトル「コスモス畑の中で」

さいたま市 清宮幸雄さん撮影

撮影場所 鴻巣市



昨年度実施した第19回フォトコンテストには886点のご応募があり、審査の結果「埼玉県議会議長賞」など、26点の入賞作品を決定いたしました。

入賞作品は、埼玉県議会ホームページの「県議会フォトギャラリー」でご覧いただけます。





埼玉県のマスコット  
「コバトン」

埼玉県のマスコット  
「さいたまっち」